

佐藤博幸委員長	<p>ただいまから、皆川治市長の選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題並びに本市職員に対するパワハラ疑惑に関する調査特別委員会を開会します。</p> <p>本日は、本委員会の法的助言者であります藤井正寿弁護士にご出席をいたしておりますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の欠席届出者は、いません。</p> <p>出席者は、定足数に達しております。</p> <p>本委員会への傍聴の申し出がありましたので、既に入室されておりますので、ご了承願います。</p> <p>なお、報道機関から撮影の願いが出されており、委員長においてこれを許可しておりますので、ご了承願います。</p> <p>傍聴者及びマスコミの方々に申し上げます。委員会審議の妨げとなぬよう、私語等は慎んでいただくほか、携帯電話、その他電子機器類の電源をお切りになるようお願いいたします。</p> <p>なお、委員の皆様に申し上げます。委員会室内が暑い場合は、上着を脱いでいただいても結構ですので、申し添えます。</p> <p>それでは、本日の議事に入ります。</p> <p>初めに、証人尋問についてを議題といたします。</p> <p>本日は、皆川証人の尋問を行いますが、これは、前回、7月25日開催の委員会で、皆川証人の尋問事項の全部が終了しなかつたために尋問を続行するものです。</p> <p>証人尋問の進め方についてですが、尋問は一問一答方式として尋問項目ごとに、事前に配付いたしました「証言を求める事項一覧表」のとおりとなります。前回は、委員長による主尋問の後、途中で終了していますので、続きとなります尋問番号4(2)から再開となります。</p> <p>尋問時間は、おおむね2時間の正午を目指にしたいと考えております。それでは、証人尋問に入ります。皆川証人入室のため、暫時休憩します。</p>
休憩	
佐藤博幸委員長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>では、初めに人定尋問を行います。</p> <p>まず、あなたは、皆川治さんですか。</p>
皆川治証人	<p>はい。</p>
佐藤博幸委員長	<p>次に、住所、職業、生年月日については、前回記入していただいた、確認事項記入表のとおりで間違いございませんか。</p>
皆川治証人	<p>はい、間違いございません。</p>
佐藤博幸委員長	<p>皆川証人におかれましては、お忙しい中、再度ご出席をいただき、ありがとうございます。</p>

本委員会の調査事項であります、鶴岡市長の選挙における選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題に関する事項の調査のため、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。

そのため、証人には、証言をしていただく前に、良心に従って真実を述べることにより、証言の真正を確保し、ひいては、委員会の公正性を担保するために、証人は宣誓をすることになっております。ただし、宣誓をするか否かについては、補佐人の助言を求めることもできますし、また、ご自身の判断で、民事訴訟法の証人尋問に関する準用される規定により、宣誓拒絶の権利があることも併せて申し添えます。

宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁固に処せられる可能性もありますので、注意していただければと思います。それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。会場におられるすべての方々のご起立をお願いいたします。それでは、証人は宣誓書の朗読をお願いいたします。

皆川治証人

宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことをいたします。令和4年8月30日 皆川 治

佐藤博幸委員長

次に、証人は宣誓書に署名捺印をお願いいたします。

それでは、皆さんお座りください。

これより、皆川証人より証言を求めるになりますが、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

改めて申し上げます。7月25日に開催されました証人尋問では、皆川証人から尋問事項の範囲を超え、自己の意見や見解を述べられる場面が度々ありました。証言は、体験した事実を述べるので、意見や見解を述べることができませんので、このことに十分留意して証言してください。なお、証言の際は、着席のままご発言いただいて構いません。証人が発言される際は、その都度お手元のマイクのトークボタンを押した上で発言してください。発言が終了した際もトークボタンを押すようお願いします。また、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりご利用ください。補佐人は、証人からの求めなく助言することはできませんので申し添えます。

続きまして、各委員に申し上げます。本日は、事前に証人に通知をいたしております、証言を求める事項について、証人より発言を求めるものでございます。尋間に当たっては、証人の人権に配慮されますとともに、これまで重複した尋問などが散見されましたので、尋間に

つきましては、簡潔明瞭に行い、円滑な議事運営にご協力をお願いいたします。

これより、皆川証人から証言を求めます。本日は、前回に続いての尋問となります。尋問番号4、令和3年8月28日に皆川市長が支援者に100万円を渡したことについて。(2) 100万円を渡したときの状況についての委員尋問から行います。

委員尋問ございませんか。(2)についてです。よろしいですか。

はい、進めます。尋問番号4(2)について、これまでの尋問以外で追加の尋問はございますか。ないようでございます。なければ、次に進みます。

次に、(3) 100万円授受後の支援者とのやり取りについて、私から主尋問を行います。

100万円授受後の支援者とのやり取りについて伺います。あなたが支援者宅に100万円を置いていった後に、当日、支援者と何かやり取りはありましたか。

皆川治証人	はい。令和3年8月28日に、その支援者の方からお手紙を頂戴しております。
佐藤博幸委員長	はい。お手紙以外に何かやり取りはございませんでしたでしょうか。
皆川治証人	その手紙をいただきまして、その支援者の方とのですね、やり取りについて、電話をしたとか、なかったかとかですね、そういう点の確認があったかというふうに思いますけれども、ちょっとその点、あったのかどうか記憶がはっきりしないところでございます。
佐藤博幸委員長	はい。それでは次にまいります。 8月28日ですが、その日の翌日以降、支援者とのこの件についてやり取りはありましたか。
皆川治証人	はい。手紙を受け取って、支援者の方と何かやり取りがあったかどうかですね、あまり記憶がないところでございます。まず、お返ししたいということで伺ったものでありまして、相手方は受け取ることができないっていうようなことをおっしゃっていたかと思いますけれども、まず、置いて帰ってきたところでありますので、そのまま12月にですね、新聞で報道されるまで、そのままになっていたという状況でございます。
佐藤博幸委員長	はい。以上で私からの主尋問は終わります。 続いて、委員尋問を行います。委員の尋問お願いします。尾形委員
尾形昌彦委員	委員会に提出されました令和3年8月28日に元支援者から皆川市長宛てた手紙に関する内容について、尋問を行う予定ですので、証人に対して証人尋問の終了まで当該記録の写しの閲覧を認めていただきますよう要請いたします。
佐藤博幸委員長	ただいま尾形昌彦委員からの要請に対しまして、円滑な議事運営上

令和4年8月30日 第13回 100条調査特別委員会 会議録

	<p>必要があると認められますので、証人に対しまして、証人尋問終了まで当該写しの閲覧を認めることにご異議ございませんか。</p>
	<p>(「異議なし」と呼ぶ者あり)</p>
	<p>異議なしと認めます。よって、そのように決しました。事務局から証人に対して資料を渡します。</p>
	<p>(資料配付)</p>
	<p>それでは、委員尋問を続けます。尾形昌彦委員</p>
尾形昌彦委員	<p>今お手元にお渡しした手紙について確認させていただきます。この手紙の内容によって、その時点で不記載となっていた100万円について、記載を求められたという認識はありますか。</p>
皆川治証人	<p>はい。手紙にですね、記載を求めるというようなことは書いてないところであります、そのようには受け止めていないところであります。</p>
佐藤博幸委員長	<p>尾形委員</p>
尾形昌彦委員	<p>支援者の手紙に献金を頂いたのは確かですが、報告書には記載しなくても良いというのが、先方からのお話でしたので、自己資金として利用させてもらいましたと答弁、と書かれています。この手紙により、100万円を受け取ったこと、使用したことについて、公表を促されたという認識はありますか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>皆川証人</p>
皆川治証人	<p>私としては、前回もお話をさせていただいたとおり、[]さんのご理解をいただいてお返ししたいというものでありますので、何とかご理解いただければというふうに思っていたものでございます。</p>
佐藤博幸委員長	<p>尾形委員</p>
尾形昌彦委員	<p>そうすると記載を求められたという認識、それから公表を促されたという認識はないということでおろしいですか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>皆川証人</p>
皆川治証人	<p>はい。ちょっと二つ質問があったかと思いますが、記載を求められたのかどうかっていうことについては、先ほどお答えをいたしました。公表を求められたのかどうかということについては、この中に「堂々と真実を述べれば何も恥じることありません。」というようなことが書いておりまして、[]さんとしては、このことを公にしたいというような思いがあったのかなというふうに、この手紙の文面上は思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>尾形委員</p>
尾形昌彦委員	<p>先ほど、何とか理解、支援者の方に理解していただきたいということを証言されました、この手紙を見て理解いただけたというふうに認識されているかどうか伺います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>皆川証人</p>

令和4年8月30日 第13回 100条調査特別委員会 会議録

皆川治証人	<p>これはお返しに行ったときも、受け取ことができないっていうようなことを言っておりましたので、なかなか受け取るっていうところまでいかないような、あの文面上ですね、出ているのかなというふうに思いますけれども、まずご理解いただけないかなというふうに思つておりました。</p> <p>その後、令和3年12月21日ですね、新聞社のほうから取材受けるまで、何も動きがなかったので、まず、ご理解いただけたのかもしれないというふうには思つておりました。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人に申し上げます。尋問されたことだけにお答え願いたいと思います。尾形委員
尾形昌彦委員	それでは、その日、電話、先ほど記憶はないということでありましたが、支援者から提出された日記メモによれば、8月28日、8時、これは夜の8時だと思いますけども、市長からのTEL、私はあなたの立場が悪くならないように考えた上で、堂々と真実を伝えようと説得しても理解してもらえず、もらってはいけないお金だったと繰り返すばかりで、なぜか分かろうとしないとの記載があります。この電話のやり取りも記憶にないですか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	記憶にないところでありますけれども、何かそのやり取りがあったのかもしれません。私は、まず何とかご理解いただきたいということで、[]さんにお願いをしたというものです。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	それでは、1月18日の議員全員協議会の場で、あなたは誤って私の資金を渡してしまったと。お返しいただくのであればお受けしたいという旨の発言をしています。誤って渡したというのはどういうことですか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	これは大分後になりますけども、令和3年12月25日以降に、弁護士さんとも相談をいたしまして、いろいろこの対応について協議をいたしました。これは、まあ、きっちとですね、いただいたときに、適正な処理をしていれば、それで済む問題でありますので、返しに行った理由については、既に全員協議会でも紙も配らせていただいておりますが、記載をしていればですね、お返しに行く必要もなかったわけですので、そういう意味では、お返しに行つたこと自体ですね、最初から記載していれば、そのようなことがなかつたという、そういう趣旨で申し上げたものでございます。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	そうすると、現在、お返しいただくのであればお受けしたいというお話をされております。その考え方方に今も変わりはないですか。

令和4年8月30日 第13回 100条調査特別委員会 会議録

佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	<p>これ、令和3年12月27日のときの全協だったか、それとも1月18日のときの全協だったか、</p> <p>(「1月18日です。」という者あり)</p> <p>はい、18ですか。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	<p>1月18日の全協のときのやりとりだったでしょうか。そのときに、咄嗟にそういう質問が出まして、そういうことをお答えをいたしました。この問題は []さんのところに、お返しに行つたということがですね、これ、どういう位置付けになるのかということが問われるところでありますので、私がお返ししたいっていう、その理由ですね、これ既に何度か説明しているところでありますけれども、そのお返しをしたものですね、また私が受け取るっていうことが適正なのかどうかと、もうこれだけですね、世間の皆様をお騒がせしておりますので、何か別の方法の解決策を []さんとも、私は検討できればいいなというふうに思っております。</p> <p>お互いに何か非難をしてということではなくて、また私ですね、ただ返してもらえばいいというような、そういうやり取りが、1月18日ありましたけども、それがいいのかどうかですね、この点は、弁護士さんにもよく相談しながら、対応しなければいけないことだなというふうに考えております。</p>
佐藤博幸委員長	<p>皆川証人に再度申し上げます。端的に証言をお願いします。</p> <p>尾形委員</p>
尾形昌彦委員	<p>はい。今のお話だと1月18日の時点では返していただくのであれば、お受けしたいということを言ったけれども、今の考えはちょっと違うということでおろしいですね。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。解決策は1つではないのではないかと思っております。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	<p>はい。それでは引き続き、1月18日の議員全員協議会で、あなたは「相手方が寄附と受け止めているとは考えられない。相手の出方を待つしかないと助言されている。」との答弁がありました。先日、支援者から「あなたが支援者に渡した100万円を寄附金と理解する。」との証言がありました。これをどう受け止めますか。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	<p>はい。結果としてですね、誤って置いてきたということでありますので、相手方も受領の意思は示されていなかったというふうに考えております。</p> <p>そのままの状態で保管しているというようなことありますので、</p>

令和4年8月30日 第13回 100条調査特別委員会 会議録

	ちょっとその相手の真意をはかりかねる、なぜ今になってですね、寄附と理解するようにしているとかですね、そういった発言をなされるのか。それはちょっと私としては理解をしかねるところでございます。真意をはかりかねるということであります。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	はい。支援者ははつきりと寄附金として受け止めるという話をされておりました。公職選挙法上の寄附に当たるとすれば、これは違法な行為に当たるということになると思うんですけれども、その認識でよろしいでしょうか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。これは相当誘導尋問のような、今の質問ではないかなというふうに思います。その寄附をですね、そこに誤って置かれたものが、どういうものであるのかというのが、相手方の認識だけで決着がつくことなのかどうかっていうのは、私はちょっと法的にもよく分かりかねるところがあります。 一方的にそのような結論を持っていきたいのではないかというふうに感じてしまいますが、それは、私は違うんではないかというふうに思います。
佐藤博幸委員長	再度申し上げます。意見や見解を述べるものではございませんのでお願いします。尾形委員
尾形昌彦委員	支援者はそのように受け止めるということを言っておりますので、我々その発言に基づいて、今質問しているということです。支援者の考えによらず、寄附に当たるということになれば、違法な行為かどうかということについて、「はい、いいえ」でお答えいただければと思います。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。この受け止めるっていうふうになった経緯もですね、百条委員会の皆さんによく検証していただきたいと思います。突然ですね、そのような認識になって…
佐藤博幸委員長	皆川証人、ご意見は差し控えてください。
皆川治証人	いや、こういう進め方自体が私はおかしいと思います。
佐藤博幸委員長	それは止めてください。やめてください。聞かれたことに対してお答えください。皆川証人
皆川治証人	ですので、その■さんが、なぜそのように、寄附というふうに受け止めるっていうふうに突然なったのか、私はその真意をはかりかねるところでございますので、これについて、私が今の質問について答えるのは適切ではないというふうに考えております。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	証言拒否ということですか。

令和4年8月30日 第13回 100条調査特別委員会 会議録

佐藤博幸委員長 皆川治証人	皆川証人 いや、証言は拒否しておりません。一方的に憶測に基づいてですね、この審議をある方向に持っていくこうということについては、慎重にしていただきたいというものです。
佐藤博幸委員長	あの再度申し上げます。ご意見、見解ではございませんのでよろしくお願いします。尾形委員、今の質問についてはよろしいですか。
佐藤昌哉委員	はい。ほかの委員ございますか。佐藤委員 今のやりとりの答弁についてですが、寄附かそうでないかの受け止め方について、一方的ではないかという市長の証言がありましたけども。逆に考えればですね、10月、4年前に、100万円を渡されてそれまでに8月28日までに、多分、支援者はそれを使ったと。選挙運動資金に使ったのではないかと思っているはずなんですね。それが何の前ぶれもなく、いきなり返しに、渡した結果になったわけですけれども、その心情思えば、どう受け止めていいか分からるのはそれ事実だと思います。これをあなたが。支援者のその心情に対してあなたはどう思っていますか。返したことが一方的に寄附だと言われて、反応していますけど。
佐藤博幸委員長	(「事実でない。」と言う者あり) だから。 はい、お待ちください。佐藤委員に申し上げます。事実だけを尋問してください。皆川証人
皆川治証人	(「議事進行」と言う者あり) お待ちください。 証言、質問と答弁は一体ですので、尋問お願いします。皆川証人 多分、田中委員も同じこと言うんだと思うんですけども、結局、■さんになり代わったような質問をされるっていうのは、ちょっと違うんじゃないかなと。あくまで事実関係をですね、問うということであれば分かるんですが、■さんはこう思っていたはずだとかっていうことですね。
佐藤博幸委員長	(「そうでなくて」と言う者あり) はい、いいですか。田中委員
田中宏委員	まず、今の質疑の一個前です。「証言拒否ですか」っていうご発言が委員からありましたけれども、手引きによりますと、証言拒絶権というのを証人は持っていると。 それは民事訴訟法第191条及び第196条並びに第197条に規定されている、様々な条件によりそういった権利がある。拒絶権が認められる理由は、証言による真実解明を犠牲にしてまでも一定の社会的価値を守る必要があるからであって、それでそういった場合は、証言拒絶権行使するにあたっても、拒絶する理由を言えばいいんだと

	<p>いうようなことが手引きにあります。</p> <p>なので、もしその証言拒絶ということがあるのであれば、証人にはたっては、ぜひ助言者からのご意見もいただきながら、証言拒絶権を行使していただくことが可能だというふうに手引きによればありますので、そこは証言拒否なのかどうかということは、拒否っていう方が正しいかどうかはあれですけど、証言拒絶権があるということは我々の共通認識として持っておかなければいけないと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、ただいまの件は前回も申し上げましたように、証言拒絶については、手引きにも載っていますし、私もそのように理解しておりますので、改めてここで議論することではないというふうに思います。尋問を続けます。ございませんか。なければ進めます。秋葉委員</p>
秋葉雄委員	<p>まず、第1点目としてはですね、このお返し、証人の言によれば、お返ししに行ったと、この際に、理解してもらえないかと思っていたということですけれども、どのように理解してもらいたいと思ったんですか。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	<p>はい。これ何度も説明している話ですが、選挙収支報告書の余剰金としてお返しできるというふうに思いました、お持ちいたしまして、そういうことで受け取っていただければというふうに思ったところでございます。</p>
佐藤博幸委員長	秋葉委員
秋葉雄委員	<p>あともう一つ、100万円について、寄附金っていう形で、公職選挙法上の寄附に当たるっていうことになるかならないかっていうそういう問題があるので、別の方法の解決策はないかっていうことを、話し合おう、話し合いをして良いっていうような言い方をされておりましたが、市長の8月28日に返すっていう行為をしたことによってですね、ほとんど信頼関係失ってしまっていると思うんですね。</p> <p>それも上がり框に置いてくるっていうようなそういう方法ですか。だから、話し合いで別の解決策ってのは無理だというように思いますが、どのように。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	<p>はい。これですね、ちょっと重要な点ですので、申し上げたいと思うんですが、[] 証人は二つのことをお話ししなかったと思います。一つはですね、[] のことです。これ既に手紙をですね、資料として提出しておりますけれども、これに関連して2021年5月18日にですね、</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人に申し上げます。聞かれたことにだけ証言をお願いします。
皆川治証人	いやだから、その答えのための説明でありますので、よく聞いていただきたいと思います。

令和4年8月30日 第13回 100条調査特別委員会 会議録

佐藤博幸委員長 皆川治証人	端的にお願ひします。 端的にと申し上げますけれども、きちつとその背景を説明しないと。 [REDACTED]
	[REDACTED] というような相当強い手紙を受け取っております。
	もう一つ、さっき言いましたもう一つですね、触れていない点が、これ2021年に市長選挙があったわけですが、[REDACTED]さんは、相手方の候補に関して、どういう名目か分かりませんけども、そちらにも寄附を行っているはずです。これ確認していただければ分かります。
佐藤博幸委員長 皆川治証人	聞いてないこと…。 従って、信頼関係…。
佐藤博幸委員長 皆川治証人	皆川証人に申し上げます。聞かれたことだけに答えください。 聞かれたことにお答えしております。あの信頼関係が崩れて、このときに崩れたんじゃないかと…。
佐藤博幸委員長 皆川治証人	やめてください。 いや、このときに崩れたのではないかというお尋ねでありますけれども、その前に崩れているということを。これは全体としてですね、私の収支報告書の記載の誤りのような議論にしているんだろうと思いますが、政争になっているということなんです。
佐藤博幸委員長	後ほど、その件についてはお聞きしますのでやめてください。秋葉委員、よろしいですか。秋葉委員
秋葉雄委員	市長は誤解されているかと思うんですけども、もらって悪いっては誰も言ってないんですよ。もらって悪いっていうことを否定されているような発言が多いなということを思いますし、問題なのは、もらったものを記載していないっていうことが問題なんだということを申し上げておきたいと思います。 (「認めております。」と言う者あり)
佐藤博幸委員長	静かに願います。よろしいですか。秋葉委員は、尋問よろしいですか。黒井委員。
黒井浩之委員	はい。すいません。これまだ4の。
佐藤博幸委員長	4の(3)になっております。お待ちください。秋葉委員の質問に對して、市長の答弁が、まだお答えになつてないので、皆川証人。もう1度お願ひします。秋葉委員の尋問に簡潔にお願いいたします。
皆川治証人	すいません。何をお聞きになりたいのか、もう1度お願ひします。
佐藤博幸委員長 秋葉委員	秋葉委員 上がり框に置いてきたっていうような形で、別の方法の解決策って

	いう、話し合ひってのは無理なんではないかっていうことです。それについて。
佐藤博幸委員長 皆川治証人	皆川証人 どういう意味でしょうか。その別の方の解決策は無理だっていうのは、ちょっと私は理解しかねます。今の点はですね。いろいろ人間関係がこじれしていくっていうことはよくあると思いますけれども。私は、たとえその局面ではうまくいかないとしても、その後話し合いで、いろいろ解決できるっていうことは、できるというふうに思っております。その姿勢をぜひ、やっていきたいと思っていますし、お願ひもしたいというふうに思っております。
佐藤博幸委員長 秋葉雄委員	はい、秋葉委員。続きですか。秋葉委員 今ですね、市長の政治姿勢を伺う場ではないので、どういう形で解決をしていくかっちゅうのは、まずいいんですけども、何とか理解をしていただきたいと、返金することについてね、何とか理解をしても、どういう理解をしてもらいたいと思ったんですか。
	ないものにしてしまいたいっていうことで、全員協議会で説明されていますよね。そういうことで、ないものにできないものかっていうことで、お返したと。どういう理解をしてもらいたかったんですか。
佐藤博幸委員長 皆川治証人	皆川証人 はい。これもう何度も、もういろいろ説明やってきておりますし、既にですね、この点については、選挙資金の収支報告書を訂正いたしました、謝らせていただいているものでございます。
佐藤博幸委員長	はい。よろしいですか。黒井委員は、先ほどの発言はよろしいですか。今は4の(3)について行っておりますので、このことについてよろしいですか。ございませんか。坂本委員
坂本昌栄委員	はい。市長は100万を置いてきたという状況にあると思いますが、その後、支援者から受け取りの意思を示す連絡等は、今のところあるのでしょうか。
佐藤博幸委員長 皆川証人	皆川証人 はい、ございません。
佐藤博幸委員長	坂本委員、いいですか。ほかにございますか。4の(3)です。
佐藤昌哉委員	佐藤委員 一点だけ。先ほどの尋問の答弁で、最初から記載すればよかったということで、今の心情を述べられておりますけれども、記載すればよかった、それで、けど返してしまったということの経過について、記載していなかつたことは事実ですので、その間、返すまでの、前もありましたけども、今の言葉の尋問で答弁があったので、お聞きしますけども、この間の違法性というのは、認識はあったということでおろしかつたでしょうか。

令和4年8月30日 第13回 100条調査特別委員会 会議録

佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	何度も何度も同じ質問をなされるのは、どうなのかなというふうに思っております。既に適切でないということについては、訂正をさせていただきまして、大変申し訳なく思っているところでございます。
佐藤博幸委員長	佐藤委員
佐藤昌哉委員	この部分が何度も質問せざるをえないところだと思います。このことが、違法性の認識があったのか、そのことによってなかったのかだけ聞いています。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。この点ですね、何度もご説明申し上げておりますけれども、収支報告書についてのですね、記載が誤っていた、適切な記載がなされてなかったということについては、私の知識不足、この選挙運動期間中の寄附ということであったわけですけれども。また、忙しさの中で失念してしまったというものです。
佐藤博幸委員長	はい、あとほかに4の(3)について、ございますか。五十嵐委員
五十嵐一彦委員	はい。ただいまも失念という言葉が出てきました。これまで市長は、失念ということを何度も説明でおっしゃっております。ただ主語がはつきりわからない部分があります。失念の主語について、はつきりとお答えいただけますか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。これは寄附をいただいた時点で、出納責任者にしっかりとそのことを伝えて、収支報告書に記載をすればですね、今回のようなことがなかったわけでありますので、私が適切な処理をですね、失念したというものであります。
佐藤博幸委員長	はい。ほかにございますか。五十嵐委員
五十嵐委員	確認ですが、出納責任者に伝えなかつたことを失念していたということで間違いないですか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	出納責任者にお伝えもしておりませんでしたし、それからこの収支報告書には記載すべきことでありましたので、それを失念していたというものであります。
佐藤博幸委員長	五十嵐委員
五十嵐一彦委員	はい。出納責任者に伝えること及び記載することを失念していたということで間違いないですね。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川証人	先ほどお答えしたとおりでございます。
佐藤博幸委員長	はい。ほかにございますか。ないようです。秋葉委員
秋葉雄委員	市長は何度も失念をしていたということで、何とか軽く済まそうというような、そういう意図が見え隠れするんですけれども。領収書は

令和4年8月30日 第13回 100条調査特別委員会 会議録

	書いてない、それからお金を出納責任者に渡したっていう書類も書かれてない。そして、8月28日に返金をされたということで、何とか非難を逃れたいということであれば、そこはもう過失で、失念をして謝ったというようなことではなくて、ほぼ確信的に故意があつたんではないかっていうふうに私は考えられるんですけども、その点についてはいかがですか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。それは秋葉さんの推測に過ぎないと思います。
佐藤博幸委員長	はい。よろしいですか。ないようすで進めます。 質問4の全体をとおして尋問漏れはございますか。
佐藤博幸委員長	草島委員
草島進一委員	はい。100万円を支援者に渡した理由について、ちょっと確認したいことがありますので、尋問を行いたいと思います。 それに関して、前回求めに応じて提出していただいたて、委員間では、元支援者から受け取った手紙2通と、後援会長宛てた手紙1通が共有されております。これ当該記録の閲覧を証人にもしていただくように求めたいと思います。
佐藤博幸委員長	はい。当該記録については、閲覧を認めますが、内容については、後ほど申し上げますけども、閲覧だけは認めます。ここまでです。 (資料配付) よろしいですか。
	はい、それでは、申し上げます。委員の皆さんには前回の委員会で、提出請求を決定した記録を配付いたしております。この記録の発信者に対して、事前に委員会での公表の可否について確認をいたしました。先方からは、抗議文記載のとおり、重大事件の核心から外れるものであり、手紙の内容の公表には応じられないとする意向が示されておりましたので、委員の皆さんには、記録の発信者の意向に沿った尋問を行うようお願いします。草島委員
草島進一委員	委員長、今の核心から外れるものという断定はどういうふうに行われたのか、それとその抗議文については、何て言うんだろう、この重大なこの証明に当たる、私たちの目的は事実をしっかりと確認することであり、真実を追求するということありますので、そういう中ですね、先ほど核心から外れたものという判断をどのようにされたのか、ちょっと委員長にまずお伺いしたいと思います。
佐藤博幸委員長	ただいまのご意見に申し上げますが、あくまでも、ただいま私が申し上げたのは、先方の元支援者のご意向をお伺いしたときの発言そのもの、全くそのとおりでありますので、私に伺っていただいても、これは分かりません。本人のご意向がそのようになっているということですので、尊重していただくようにお願いします。石井委員

石井清則委員	はい。委員長、真実を明らかにしようという中で、この点、抗議文來たりして問題になっていますけれども、まず、最初手渡しでやった手紙は公表されて、この後の、今、記録として請求されている3通はできないのかという違い、その手紙の違いについて、委員長どうお考えですか。
佐藤博幸委員長	<p>これについては申し上げます。本人のご意向がそうでありました。前回も、その前のメモ・日記についてもですね、事前に確認しております。その段階ではいいというお話でしたので、公表しております。</p> <p>今回のお手紙については、公表をしないでくださいということでしたので、そのように、そのご意向に沿った形でお願いします。</p> <p>（「何事も隠さず、証言…」と発言する傍聴者あり）</p> <p>静かに願います。退席を求めますよ。石井委員</p>
石井清則委員	いや、その出さないでほしいという意向が示されたということは分かります。で、この委員会で真実を明らかにしようとするときに、委員長として、その一部のものは出し、これは出さないっていうような判断になるのは、どういうことなのか。真実を明らかにできないんじゃないかなと私は思うんですけども、その点の委員長の考えを聞いています。出さないでくれと言われたから、ただ出さないというだけなのか、いや委員長として明らかにするために必要だと思っていないのか。そのへんちょっと具体的に教えていただけると。
佐藤博幸委員長	はい、申し上げます。何度も申し上げますけれども、私はご本人のご意向を尊重したいということでございますので、真実の解明、本来のこの調査の委員会の目的に沿った調査であれば認めますけれども、今回のこのことについては、本人のご意向が、発信者です。手紙の場合の発信者の権利というものは重いというふうに受け止めておりますので、ご理解をお願いします。はい。よろしいですか。石井委員
石井清則委員	私の私見だと言わればそれまでなんですけども、都合のいい資料は出すけど、都合の悪いのは出さないっていうようなやり取りで、真実を明らかにできないんじゃないですか。
佐藤博幸委員長	秋葉委員 <p>（「委員長、発言してください。」と言う者あり）</p> <p>何度も申し上げておりますが、ご本人のご意向に沿った形で権利を尊重したいと思います。その意向に沿った形でお願いします。このことについては、あと申し上げませんので、よろしくお願ひします。秋葉委員</p>
佐藤博幸委員長	
秋葉雄委員	今の石井さん、草島さんがおっしゃることも分かんなくはないですよ。ただ、我々のところでは共有できているので、それは議論できると思います。ただ、公表するかしないかっていうのは、秘密会で、例えば証人尋問をしていると同じように、必ずしも全部を公表してやら

	なければいけないということありませんから、そういう理解で、我々はみんな分かっていますから、だから議論はできますよ、なんぼも。
佐藤博幸委員長	はい。よろしいですか。草島委員
草島進一委員	それでは議論してみましょう。証人は、この手紙のどのような文言を見て、どのように感じたのか、お伺いしたいと思います。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。まず、この手紙の開示を拒んでいるってことは、大変驚いたところであります。都合のいいものは出していて、都合の悪いものは出さない…。
佐藤博幸委員長	あの、尋問にお答えください。皆川証人に申し上げます。何度も申し上げておりますが、よろしくお願ひします。
皆川治証人	この点、非常に重要な点だと思います。もしどうね、都合のいい情報を基に、結果が作られるということであれば、やはり、私の名誉ということも守られないことになりますので、この点は大事なことでありますので、委員長には公正なこの委員会運営をぜひ行っていただきたいと思います。その上で、ご質問にお答えしたいと思います。
佐藤博幸委員長	皆川証人に申し上げます。
皆川治証人	はい。
佐藤博幸委員長	再三申し上げておりますが、私に対したり、委員会に対するご意見やご見解はありませんのでよろしくお願ひします。
皆川治証人	はい、続けてください。
佐藤博幸委員長	違います。
皆川治証人	どうかなというふうに思っております。そのぐらいの発言させてください。もう少し私もしっかりこの委員会は進めていただきたいと思いますので、その点で申し上げているのであります。
	今、草島委員さんからの質問でございますが、これも先ほど申し上げました、[]さんが二つですね、触れてない点があるといった点の一つが、この手紙。
佐藤博幸委員長	申し上げます。公表しないでください、中身については。
皆川治証人	公表しない。どうやって答えたらいいんですか。そしたら。それはおかしいですよ。だって、いいですか。いや、もう、これ、大事な点なんで発言させてください。
	全員協議会の12月27日と1月18日に、私はペーパーを出しているんです。これはもうホームページにも掲載されております。その中に、返した理由が書いてあるんです。その一つが、この[]のことも書いてあるんです。私、この委員会の進め方、非常に不思議なん

令和4年8月30日 第13回 100条調査特別委員会 会議録

	ですが、まずそこに書いてあることをしっかりとですね、吟味するということをやれば、ここまで、その、時間をかけてですね…。
佐藤博幸委員長	皆川証人に申し上げます。証言の途中ですが、中身の、何月何日の誰それとか、そういった特定できるようなことは申し上げないでください。証言しないでください。はい。いいですか。皆川証人、あといいですか。草島委員の尋問に対してお答えしましたか。
皆川治証人	ちょっと理解できないんですけど、どういう理由でそういうことになるんですか。そこ、しっかりと説明していただかないと、ちょっと、私も理解できずにはやり取りできません。なぜ、その名前を出してはいけない、それから、やり取りを。だってこれ、私が出した資料ですよ。委員会から、資料請求があって出させていただいたものですよ。
佐藤博幸委員長	はい、公表しないでくださいって、先ほどから何度も申し上げております。それが理由です。草島委員
草島進一委員	じゃあ、質問変えましょう。証人は、令和3年12月27日の全協への説明する資料の中で、当該男性は [REDACTED] [REDACTED]することを強く要望しており、公正な市政を維持するために返金し、今後への影響をなくしたいとも考えたということです。
	この証人が受け取った2通というのは、その根拠となる手紙と、要求と受け止めてよろしいかお伺いしておきたいと思います。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。おっしゃるとおりです。この、[REDACTED] [REDACTED]というふうに書いてあるんですけども、これ、一般的に言うとですね、相当強い表現であります。まあ、それは、弱い、強い、これあると思うが、今お聞きになった言葉っていうのは、非常に政治家に対してはですね、非常に強い言葉であります。
	これへのこだわりがですね、相当あって、これは、私、しっかりと収支報告書に記載しておくべきだったところでありますけれども、このまま受け取ったままにしておいていいのかなというふうに思ったのは、事実であります。
佐藤博幸委員長	草島委員
草島進一委員	はい。この100万円の返金の理由の大きな一つと受けとめてよろしいですか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。既に全員協議会などで、ペーパーも配らせていただいております。
佐藤博幸委員長	よろしいですか。ほかにございますか。秋葉委員

令和4年8月30日 第13回 100条調査特別委員会 会議録

秋葉雄委員	政治家であればですね、そういう要求・要望っていうのは、ありとあらゆるところから、様々な要望っていうのはあると思いますよね。で、お金もらってそういうことを不正に行うということになれば、もちろん問題ですけれども、そうでないんだから、お金もらって悪いわけでないんだから、別に返す必要はなかったんじゃないですか。いかがですか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	その点も既に、12月27日の全員協議会のペーパーに書いております。きっちり記載しておけばよかったです。まあ、お返しする必要はなかったんだろうというふうに思います。したがって、誤って置いてきたという話になっているわけでございます。
佐藤博幸委員長	はい。よろしいですか。進めます。それでは確認でございます。尋問番号4…。黒井委員
黒井浩之委員	一応、4番についてですけれども…、
佐藤博幸委員長	4の全体を通してですので、続けてください。
黒井浩之委員	前回の委員会などでも、個人に対する寄附は認められているという発言が度々ありましたけれども、個人に対する寄附であっても、政治資金として使ったものであれば、当然、収支報告書に記載しなければならないという認識はありますよね。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。そのようにすべきだと思います。当時、初めての選挙戦で、突然お持ちになりましたので、その点、知識不足があり、また、忙しさの中で適切な対応ができなかつたというものであります。
佐藤博幸委員長	はい、ほかにございますか。黒井委員
黒井浩之委員	ですので、いただいた段階で、記載しなければならないという認識を持ちながら、こういった手紙も、度々いただいているわけですので、まあ、その間、ずっとこう、最初は記載しなければならないと思ったのが、ずっと、度々の機会を逃しながら、ずっと失念を続けていたと。で、あの…。 (マイク外から何事か言う者あり。) うん。
佐藤博幸委員長	黒井委員、続けてください。
黒井浩之委員	8月にも、記載する機会があったけれども、そういった非難をかわしたいということで、いよいよ記載しなければと思ったのが、昨年の12月と。いわゆる、その間はずっと失念していたという理解になりますけれども、それでよろしいですか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	ちょっと、質問を端的にお願いできればというふうに思いますが、私は、この寄附をいただいて、それが、その選挙期間中の個人への寄

令和4年8月30日 第13回 100条調査特別委員会 会議録

	附ということへのですね、知識不足がございました。また、非常に本当にこの選挙期間中の忙しい中にお持ちになられましたので、的確な対応ができなかつたと、失念していたものであります。
佐藤博幸委員長	はい、よろしいですか。ほかにございませんか。黒井委員
黒井浩之委員	適格な対応はあれですけれども、当時、ネットで調べて、個人への寄附が認められていると。ネットで調べられたのは、10月10日の前ですか、後ですか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい、これ、質問しなくても分かることじゃないかと思うんですが、寄附を受けて、初めて、そういう寄附を受けて、分からなかつたので、調べたものであります。
佐藤博幸委員長	黒井委員
黒井浩之委員	すると、当日といいますか、個人としての寄附なのか、そうでない政治団体への寄附なのかという問い合わせをしたという手紙がそのあと出てきて、記憶が整理されたということですけれども、それは、記憶が整理されたというのは、それはいつの段階で整理されたわけですか。そのときに既に整理されていたわけですか、10月段階で。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	ちょっと、質問の趣旨を分かりかねますけれども。今年のゴールデンウィークの頃に、[]からその手紙をいただきまして、それで、ああ、こういう、当時そういう状況だったんだなというふうに記憶が整理されたというものです。
佐藤博幸委員長	はい、よろしいですか。ほかにございませんか。4全体通してです。
佐藤委員	
佐藤昌哉委員	二つありますけれども、一つは、手紙によって、今年のゴールデンウィークに、収支報告書に記載するか、あるいは個人への寄附ということを尋ねられたということが分かったというような話をされていましたけれども、ただ、それについて、去年の12月21日の全員協議会で、同僚議員が、たしか質問したと思いますけれども、10月9日、100万円を渡したその支援者の趣旨について、あなたをどう受け止めますかっていうことで質問しています。 そのとき、私は選挙運動期間中であったので、選挙運動資金として使ってほしいと受け止めていますというような話を、私のメモではそういうふうに記載があります。それは、その時点ではそう思ったということでよろしいですね。
佐藤博幸委員長	皆川証人
佐藤昌哉委員	今年の、はい、すみません。
佐藤博幸委員長	佐藤委員
佐藤昌哉委員	今年の5月にその手紙を見て思い出したのではなくて、個人への選

令和4年8月30日 第13回 100条調査特別委員会 会議録

	<p>選運動資金の寄附だというのは、昨年12月21日の全員協議会でそういうふうに答弁しておりますので、そういうとき、その時点で既に選挙運動資金だということは認識していたということで、それはよろしいですね。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	<p>全く、意味のある質問だと思えないんですが、これまたちょっと凄く時間、答えますけどもね。12月27日ですから、もう既に12月23日に收支報告書訂正しているんです。100万円の寄附をいただいたと。その選挙の收支報告書に記載させていただいているから。だから、選挙の費用にですね、充てていったという訂正をなされているものでありますので、ちょっと質問の趣旨を理解しかねます。</p>
佐藤博幸委員長	佐藤委員
佐藤昌哉委員	<p>2点目伺います。前回、4-(1)で、私が支援者に渡した100万円の事実と理由についてお尋ねをしました。</p> <p>要するに、3年8月28日早朝に支援者宅に訪れた理由について、なぜ28日の7時半だったのかという問い合わせに、市長は早朝であれば在宅しているのではないかという考えに基づいて訪問したと言っていました。追加して聞きます。2021年8月28日午前10時、皆川市長は市長選挙に際し、ある労働団体からの推薦を受けるための面接が山形市で予定されたと聞いております。これは事実ですか。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人 (「関係ない…」という者あり)
佐藤昌哉委員	関係あります。
佐藤博幸委員長	皆川証人を指名しております。
皆川治証人	<p>全く、今回の100条委員会の調査事項に関係ないことだと。何が関係あるのかしっかりと説明していただければ、お答えさせていただきます。</p>
佐藤博幸委員長	はい、佐藤委員ただいまの尋問の趣旨、理由を説明してください。
佐藤昌哉委員	<p>申し上げたとおり、市長は市長選挙に際して、労働団体から推薦いただきために、收支報告書の不記載の状態について、やはり解消する必要があったのではないか。そういうクリアにするためにですね。</p> <p>つまり、1週間前に、後援会にコミュニティ新聞から通報があって、不記載はここで認知できたにも関わらず、不記載を直ちに訂正するのではなく、返すといったその誤った行動をなぜしなければならなかつたのかという点です。</p> <p>この背景をやっぱり明らかにする必要があるのではないかと、事実究明の場ですから。事実であれば、山形市までの距離2時間、10時ということでお聞きしておりますので、そういう時間帯でなければ間に合わなかつたのかと、考えておったのが理由です。</p>

令和4年8月30日 第13回 100条調査特別委員会 会議録

佐藤博幸委員長	皆川証人 (何事か言う者あり) はい、お待ちください。尋問と証言は一体ですのでお待ちください。 皆川証人、お答えください。
皆川治証人	うん。それは、佐藤昌哉委員さんのストーリーっていうか、何か、そのどういう、相当発言にも事実誤認もあったように思いますが、しかも、この証人尋間に全く関係ないです。 質問にお答えすればですね、その日ですね、公務を入れてなかったと思います。たしか、たしかですね。ですので、お返しするとすればこの日だなど、日々いろんな仕事がありますので、それで伺っただけの話でありまして、私の政治活動について、どこに行ったとかっていうことを詳らかにいろいろお話するっていうのは、全く何ていうか、この100条委員会の調査趣旨から外れていく、何を調べたいのかがよく分からないということになると思います。
佐藤博幸委員長 佐藤昌哉委員	佐藤委員 調べたいのは真実を究明したいから、何事もそういうふうにして、真実であれば行ったのか行かないのか、あったのかなかったのか、それだけ答えていただければいい話であります。 なぜ28日なのか、1週間前に選挙終わってからでも返せばいいはずですし、早朝じゃなくても、昼でも夕方でもいいわけですし、なぜそこだったのかということで、私は、その真実を知りたい、その背景を知りたいということでお聞きしております。
佐藤博幸委員長	ただそれにイエス、ノーとふうに答えていただければ、それはそれでいいんだと思いますけれども、ただ1週間前にそういうですね、多分、市長は返すことにその場ではなったということですが、調査によればそれは違うということであったし、なぜ、そして、当日、一緒に同行された方に電話をしたと。返すことが決まっておれば、わざわざ前日か前々に電話することもなかつたということで非常に疑問点があると。なぜ急いで、そこ28日の午前7時半に行かなければならなかつたのか、その背景は、その28日渡したということに、相当密接な関係があるのでないかということでお聞きしております。
尾形昌彦委員	はい、佐藤委員に申し上げます。繰り返しになっているようですが、先程証人もお答えになったようですので、この件に関しては、以上にしたいと思います。はい、よろしいですか。
	はい、進めます。はい、尾形委員 4全体の振り返りということでございますので、令和3年8月28日に市長が元支援者に100万円を渡した原資、これが市長、市長の妻、市長の妻の母親の口座から引き出したものであるという前回証言がありました。

令和4年8月30日 第13回 100条調査特別委員会 会議録

	記録の請求に必要になるかと思われますので、市長の妻の氏名、及び妻の母の氏名をお答えいただければと思います。
佐藤博幸委員長	はい、ただいま尾形委員から尋問がありました。 皆川証人、証言をお願いします。
皆川治証人	お答えするのは構いませんし、それは調べればすぐ分かることだと思いますが、そういうことをこの場で、カメラも回っている中で、やる意味があるのかですね。尾形委員のなんというか質問の、自らそういうことをやるということがいいのかと。その必要性がなぜここでそれを言う必要があるのかっていうことをないんじゃないでしょうか。
佐藤博幸委員長	はい、尾形委員。再度お願いします。
尾形昌彦委員	記録の請求に必要だというふうに考えておりましたので氏名を求めたところであります。という意図での質問であります。
佐藤博幸委員長	はい。皆川証人。 (「委員長、委員長」と言う者あり) はい、お待ちください。はい。皆川証人 (「委員長、議事進行、議事進行」と言う者あり) 議事進行、少々お待ちください、尋問と証言は一体ですのでお待ちください。 (「議事進行、議事進行」と言う者あり) はい、皆川証人、証言をお願いします。
皆川治証人	必要な記録の提出には応じます。ただプライバシーの配慮というようなことはですね、先ほどもう1人の証人の方については、随分と配慮されるようありますけれども、別に、これはこの場で答えなくとも、私の妻の氏名は明らかでありますし、私の妻の母の氏名も明らかでありますので、ここで、お答えする必要ないんじゃないでしょうか。後でしっかり対応させていただきます。
佐藤博幸委員長	はい。それでは委員会のほうから、議長名で記録の請求をいたしますので、その節はよろしくお願いします。よろしいですか。証人。よろしいですか。
皆川治証人	はい。どうぞ。
佐藤博幸委員長	ただいまの件については、委員会の中から、議長名で請求。それから記録の存否も含めて、お尋ねしますので、そのときお願ひします。よろしいですか。尾形委員
尾形昌彦委員	はい。質問の趣旨は記録の請求に氏名が必要というふうに考えたもので、確認したところであります。記録が適正に出されればですね、それについては、お答えいただけないということであれば、記録の請求だけきちんとできれば、私としては構いません。
佐藤博幸委員長	はい。先ほど証人からも、この場ではお答えできないけども、存否、それからその氏名についてはお答えするという、ご意向のようですね

令和4年8月30日 第13回 100条調査特別委員会 会議録

皆川治証人	で、そのようにしたいと思います。皆川証人 ちょっと補佐人の助言を求めるといいんすけれども。よろしいでしょ うか。
佐藤博幸委員長	はい、許します。どうぞ。 (皆川証人。補佐人から助言を求める。)
佐藤博幸委員長	よろしいですか。終わりましたか。皆川証人、どうぞ。
皆川治証人	はい。今、補佐人に相談をさせていただきましたけれども、この場 でですね、私の妻の氏名、それから、私の義理の母のですね、氏名を 資料請求に必要なので述べてくれということを、委員は言いました。 それを委員長は、何ら疑問に思うことなく、議事進行が挙がってい るのにそれを遮って、私に回答するように促したと。ですから、その 全体を通じて果たして、この審議っていうものがですね、本当に必要 なことが的確に行われているのか。今、補佐人に相談いたしましたけ ども、もう少し厳しく、委員長に対しても指摘したほうがいいとい うお話でありましたので、委員長においては、この点は補佐人からのご 意見、私もそのとおりだと思いましたので、ぜひ重く受けとめて、的 確な審議の進め方をしていただきたいと。そうでなければ、この委員 会そのものの信頼を失うということだと思います。
佐藤博幸委員長	はい。何回も申し上げております。補佐人の言をそのまま、私に伝 えるものではございません。あなたに対しての補佐人の発言でござい ますので、私に対してそのまま伝えるものではございませんので、改 めて申し上げておきます。
皆川治証人	どういう意味ですか。
佐藤博幸委員長	どういう意味か。ただいま申し上げたとおりでございます。 (「委員長。委員長。委員長。委員長」と言う者あり) (「ちょっと余りにも感情的な発言でどういう意味なんでしょうか。 補佐人から助言を受けたことをお伝えしたわけなんです。私もそのと おりだと思ったんで私の発言としてお伝えしたことに対して、なぜ真 摯に受け止められないんでしょうか。」と言う者あり)
草島進一委員	受け止めております。はい。それでいいです。草島委員 今もありました議事進行かかったときに、なんで止められないん ですか。それ質問と答えのパッケージの前に、議事進行かかっているん ですよ。
佐藤博幸委員長	申し上げます。議事進行というのは、質問と答弁、それから尋問と 証言は一体ですので、途中で議事進行受け付けると…。 (「いやいや、質問 자체が不当だから、議事進行かけるんでしょ。」 と言う者あり) だから何回も言っているでしょ。一体ですから、今、申し上げてい るでしょ。あなた指名しているでしょ。(「いや議事進行ってかけたと

きに…。」と言う者あり)

議事進行について、今、議論する場でございません。

(「いやいや、じゃあ、じゃあ、あの…。」という者あり)

よろしいですか。はい。4番全体でございますか。はい。ないよう
です。それでは進めます。

続きまして、5番。令和3年12月23日の収支報告書の1回目の
訂正について伺います。

(1) 訂正に至った理由について、そして、また、経過についてお
伺いします。

令和3年12月23日に、選挙運動費用収支報告書の1回目の訂正
を行っているが、なぜ、訂正をすることになったのですか。皆川証人

皆川治証人

はい。令和3年12月23日に1回目の訂正を行っております。こ
の点につきましては、令和3年12月22日に出納責任者と相談をい
たしまして、その前日にですね、21かな、20、ええとその新聞報
道がですね、なされると。22日になったわけですが、その前日に取
材がの前日に、その取材がございまして、それを踏まえて、令和3
年12月21日にですね、出納責任者と相談をいたしまして訂正する
ことといたしまして、23日付けで訂正を行ったと。寄附100万円
を受領したという事実を、収支報告書に記載したものであります。

佐藤博幸委員長

はい。主尋問は以上でございます。続いて、委員尋問にまいります。

尾形委員

尾形昌彦委員

はい。それでは委員会に提出されました、令和4年1月17日付け、
訂正された皆川治氏の選挙運動費用収支報告書の写し及び同日に作成
された平成29年市長選挙現金出納簿の内容についての尋問を行う予
定ですので、証人に対して証人尋問終了まで当該記録の写しの閲覧を
認めていただきますようお願いします。また、本日の証人尋問を行
うにあたり、これまで委員会に提出された記録を基に、資料を作成しま
した。この資料を委員の間で共有したいので、私が作成した資料につ
いて、委員への配付を認めていただきますようお願いいたします

佐藤博幸委員長

はい。ただいま、尾形委員から、2項目について要請がありました。
1点目は、委員会が提出を受けた記録について円滑な議事運営上必要
があると認められるので、証人に対しまして、証人尋問終了まで、当
該写しの閲覧を認めることにご異議ございませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

次に、尾形委員が証人尋問を行うために作成した資料について、委
員の間で共有したいという理由で、各委員に配付の要請がありました。
尾形委員からの要請のとおり、尾形委員が作成した資料を委員に配付
することにご異議ございませんか。

令和4年8月30日 第13回 100条調査特別委員会 会議録

	<p>はい。異議なしと認めます。</p> <p>よって、そのように決しました。</p> <p>事務局から証人及び委員に対しまして、記録及び資料をそれぞれ配付させます。</p> <p>(事務局資料配付)</p>
尾形昌彦委員	<p>配付終わりました。それでは、尋問を続けます。尾形委員</p> <p>1回目の訂正を決めたのが12月21日ということでございました。1回目の訂正の際、専門家には相談されましたか。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	しておりません。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	<p>はい。令和3年8月28日に支援者に100万円渡してから、1回目の訂正を行った12月23日まで、訂正を行うことを考えたことはなかったですか。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	ございません。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	<p>はい。確認ですが、訂正前の最初の収支報告書の収入の部を作成したのは、あなたですか。それとも、出納責任者ですか。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	出納責任者にお願いしております。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	<p>はい。1回目の訂正について説明があった12月27日の議員全員協議会で文書を市長が作成されて、それには記載の前に寄附を返金すれば当該男性の理解の下に、寄附を受領しなかったことにできるのではないかとも考え、それによって寄付が収支報告書に記載されてないことへの非難を回避したいということを考えたと記載があります。</p> <p>このことからすれば、不記載の違法性を認識していたということになるのではないかと思いますが、不記載の違法性を認識していましたか、いませんでしたか。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	認識しておりません。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	<p>はい。それでは公職選挙法に選挙運動に関する全ての寄附及びその他収入、寄附したものの氏名などについて記載しなければならないとの記載がありますけど、これはご存知ですか。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	<p>はい。法律で、結局ですね、ずっと同じやりとりしておりますので、もう、いつまで、これやるつもりなのかということなんですが、先ほ</p>

令和4年8月30日 第13回 100条調査特別委員会 会議録

	どから申し上げているとおり、適正に記載すべきだったものをですね、知識不足と、また、選挙のもう本当に選挙期間中の2日目に突然持つて来られたものでありますので、忙しさの中で失念していたというものでありますので、この点大変申し訳なく、既に訂正して謝っているところであります。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	今回、1回目の訂正なり2回目の訂正がなぜ行われたかという経緯を含めて確認をさせていただいております。先ほどからの適切な対応ではなかったというようなこともお話されております。知識不足、多忙で失念したという言い訳はありますけれども、適切ではない処置、すなわち公職選挙法に違反しているということの事実は間違いないかと思いますけども、その認識もなかったということでしょうか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。これ、既に今まで何度もお答えさせていただいたことでありますので、議事録を整理していただければ分かることだと思います。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	前回の議事録を閲覧して確認しましたが、その点についてはお答えいただいてないので、違法かどうかという認識だけお答えいただければと思います。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。これ皆さんも含めてですね、この收支報告書、また様々、政治に関すること、政務活動費、様々ミスがあると思います。それは必要な訂正をしたり、謝罪をしたりというものでありますし、私も必要なことをさせていただきました。以上でございます。
佐藤博幸委員長	今の証人の、証言になってないような、尋間に答えてないような気がします、はい、か、いいえでお答えいただけますか。はい、もう一度伺います。皆川証人
皆川治証人	これまで何度も申し上げているように私は違法という認識ではなくて、知識不足、また、その忙しさの中で、忘れてしまっていたというものでありますので、繰り返しの質問は、避けていただくようお願いいたします。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	そこがよく分からんんですよね。法律は知っている。ただ、知識不足、多忙で失念したことであれば、法には触れないということを一貫してお話されていると思うんですけども、その認識はそのとおりでございますか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。私も法を守って、またルールを守って行政をし、また政治活動をしたいというふうに心がけておりますけれども、知識が足りない

	点、また、うっかり忘れてしまう点、忙しさの中でできなかつた点、これはあります。
	その点は改めて、間違いを改めてですね、必要なときには謝り、そのようにしてやってきたものでありますので、もうこの点は何度も繰り返しの質問だと思います。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	すいません。答えていただいてないので、何度もお聞きしているということであります。不記載は違法ですか、違法ではないですかというシンプルなお答えにお答えいただきたいと思います。問い合わせに答えていただければ。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	そのなんていうか、この審議っていうものは、一体何のためにやっているのかっていうことをですね、よく考えていただきたいと思います。何か言葉を切り取って、それを広報していくっていう目的にやるのではなくて、何を明らかにしたいのかと。もう半年経ちました。どういったことを明らかにしたいのかということをはつきりさせた上で…。
佐藤博幸委員長	皆川証人に申し上げます。
皆川治証人	やっていただきたい。もうすでにお答えさせていただいております。
佐藤博幸委員長	尾形委員よろしいですか、今答えてないと思いますが。
尾形昌彦委員	答えていないです。はい。その不記載が違法だという認識について、シンプルにお聞きしていますが、お答えいただいてないと思いますので、再度確認いたします。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。すでに適正でない点については、是正しております。訂正をして、謝らせていただいております。これは政治家にはですね、あり得ることで、そういうことが起きてしまったことは、大変申し訳なく思っております。 (「あり得ること…」と言う者あり)
佐藤博幸委員長	はい。尾形委員、尋問を進めてください。あと何か繰り返しになつたようですので。少々お待ちください。尾形委員、どうですか今の尋問に。
尾形昌彦委員	残念ながら、ちょっとお答えいただいてないのかなと思います。法律は理解している、けれども知識不足、多忙で失念していれば、法に触れてもいいということでは、私はもちろんないと思っていますので、その基本的な考え方が、不記載が違法だという認識なのか、そうでないと考えているのか、そこだけシンプルにお聞きしたいんです。
佐藤博幸委員長	はい、あとこのことについては、最後にしたいと思います。皆川証人

令和4年8月30日 第13回 100条調査特別委員会 会議録

皆川治証人	はい。既にこの適切でないという状態については、訂正をさせていただいております。
佐藤博幸委員長	はい。よろしいですか。はい、どうぞ。
尾形昌彦委員	はい。はつきりお答えいただけないということだというふうに思います。私以外の方々がみんなそれで納得しているのかどうか、私には分かりかねます。私は少なくとも納得はしてないというところであります。
	次の質問です。100万円を渡しに行った令和3年8月も、1回目の訂正を行った令和3年12月も、マスコミの取材を契機に行動を起こされています。令和3年8月28日時点では訂正を行わずに、令和3年12月に訂正を行い、結果行いました。
	令和3年8月に訂正しなかったのは、令和3年10月の市長選挙に影響があると考えたからですか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。お返しに行ったのは、これまでご説明しているとおり、また全員協議会でもお配りしているとおりですね、これが不記載ということが明らかになりますと、非難を呼ぶ可能性があるということで、相手方のご理解の下にお返しできればというふうに考えたものであります。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	はい。そうすると選挙に影響があるから、8月には返さずに、12月に返したということではないということですか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。そのいろんなことを結びつけてですね、先ほども労働組合のこととか結びつけてやられますけれども、私としては、この既に全員協議会でもお示ししているとおりの理由でございます。
佐藤博幸委員長	はい。よろしいですか。ほかの委員はございますから。進めます。 5番の（2）にまいります。私から主尋問を行います。 出納責任者に対する訂正の説明、指示等について伺います。訂正にあたって、出納責任者にどのような説明、指示を行いましたか。皆川証人
皆川治証人	12月23日の1回目の訂正のことだというふうに理解しておりますが、12月21日の日だったと思いますが、これは寄附をいただいているので、平成29年10月9日ですね、そのことを収支報告書に記載しようということで、そのような指示をしております。
佐藤博幸委員長	はい。以上で主尋問を終わります。続いて委員尋問まいります。尾形委員。
尾形昌彦委員	1回目の訂正にあたって出納責任者の訂正の内容の説明指示は、どこで行いましたか。

令和4年8月30日 第13回 100条調査特別委員会 会議録

佐藤博幸委員長	皆川証人。
皆川治証人	はい。12月21日の日に、報道から取材がありまして、その日の夜に、私の自宅で打合せを行って、その際、指示しております。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	1回目の訂正を行う際に、通帳等、何に基づいて訂正を行ったのか教えてください。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	1回目の訂正の際は、この100万円の不記載があるんではないかということで、報道のほうから指摘がありましたので、この選挙運動費用の収支報告書の確認をいたしまして、これは、きちんと記載をしたほうがいいということで、それを基に記載することとしました。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	前回も出ていますけど、そうすると、その受渡し書というようなものを含めて、特にその1回目の訂正の際は、証拠となるものに基づいた訂正ではなかったということですか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	平成29年10月9日に、間違いなく受領しております。[]さんが、突然持つて来られました。これは[]さんも認めておりまし、私もそうだったというふうに、これ事実であります。その事実に基づいて、訂正させていただきました。
佐藤博幸委員長	尾形委員。よろしいですか。五十嵐委員
五十嵐一彦委員	ただいまの証言の中で収支報告書の確認を行った上でありますたけど、収支報告書を確認したのはいつですか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	12月21日の日には収支報告書の訂正の打合せをしておりますので、その際、確認しております。
佐藤博幸委員長	はい。ほかにございませんか。いいですか。それでは、なければ進めます。それでは5番について、全体を通して尋問漏れはございませんか。ないようです。
	それでは6番にまいります。6番、令和4年1月17日の収支報告書の2回目の訂正について伺います。
	(1) 2回目の訂正に至った経過と理由について伺います。私から主尋問を行います。
	令和4年1月17日に選挙運動費用収支報告書の2回目の訂正を行っていますが、なぜ訂正することになったのですか。皆川証人
皆川治証人	12月23日に訂正をした際には、100万円の寄附の事実のみの訂正をしたわけでありますけれども、その後、弁護士さんのほうにも相談いたしまして、この現金出納簿がですね、きちんと作成されていなかったのが、やはり大きなこのミスの原因だということでありまし

	たので、これをしっかりと作成をしまして、これに基づいて選挙運動費用収支報告書も訂正をしたというものであります。
佐藤博幸委員長	それでは、私からの主尋問は以上でございます。続いて委員尋問に参ります。委員どうぞ。尾形委員
尾形昌彦委員	2回目の訂正を行うことを決めたのはいつですか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	弁護士さんのほうに相談をいたしまして、この訂正是1月18日付で訂正しておりますけれども、この…。17か。17日に提出をしておりますけれども、その前にですね、何度か打合せを2、3回だったと思いますけども、打合せ、出納責任者と行いまして、訂正しております。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	1回目の訂正の際は、弁護士に相談せずに、2回目に相談したのはなぜですか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	1回目のその訂正、まず100万円の収入ということを記載して訂正したわけでありますけれども、その後、議会のほうでもさらに調査をしていくというような、そういうような見込みもあったところでありますので、そうしたことに対する的確に応えていく。また、適正な選挙運動費用収支報告書にしていくことが必要だというふうに考えましたので、弁護士さんに相談をし、その中で弁護士さんのほうから、やはりこの現金出納簿をしっかりと作成しておくということが重要だということを厳しく指導されまして、作成をして対応させていただいたところであります。
佐藤博幸委員長	はい。尾形委員、よろしいですか。はい、以上です。ほかの委員ございませんか。ないようでございます。 それでは、6の(1)全体を通して、尋問漏れはございませんか。はい、ないようです。 それでは(2)にまいります。私から主尋問を行います。 出納責任者に対する訂正の説明、指示等について伺います。 主尋問です。2回目の訂正にあたって、出納責任者にどのような説明・指示を行いましたか。皆川証人
皆川治証人	これ、先ほどからご説明申し上げておりますとおり、弁護士さんのほうに相談をいたしまして現金出納簿を作成し、この当時の収支の状況ですね、通帳などを確認いたしまして、既に通帳も出させていただいておりますけども、この訂正をするということで、2、3回打合せをしまして、1月17日にですね、訂正を行ったものであります。
佐藤博幸委員長	それでは、以上で私の主尋問を終わります。続いて委員尋問にまいります。委員の方、尋問ございませんか。尾形委員

令和4年8月30日 第13回 100条調査特別委員会 会議録

尾形昌彦委員	確認となりますけれども、2回目の訂正にあたって、訂正内容の、出納責任者へ訂正内容の説明、指示をしたのは、先ほど何回か打ち合わせたということでしたが、いつどこで行ったか確認をさせてください。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	年末から年始にかけて、2、3回だったと思いますけど、私の自宅で訂正について相談をしてしまして、1月17日にですね、その訂正したものを見選挙管理委員会のほうに提出しております。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	先ほど現金出納簿の作成、それから通帳の確認とありました。2回目の訂正を行う際に、何に基づいて訂正をしたのかというのを、通帳以外何かございますか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	通帳については、既に提出させていただきました。また、これは選挙運動費用の收支報告書、これも既に提出させていただいておりますけども、収入と支出の状況ということをよく確認して訂正させていただきました。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	收支報告書の記録の提出の際、先ほど2回目の訂正内容に沿って作成されたとされる現金出納簿が提出されました。29年の選挙中には作成しなかったということですけども、その理由は何ですか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	一言で言うと知識不足だったと思います。これ、恐らくですね、ここにご出席の市議員さんでも、これ、作成されている方、少ないんじゃないでしょうか。
佐藤博幸委員長	はい。ございますか。尾形委員
尾形昌彦委員	知識不足で作らなかったということあります。続いての質問、これまでの調査で現金出納簿の作成は、市長本人と家族の通知を基に作成したとの事実があるようですが、選挙資金に家族の通帳からの出金もあったか、なかったか確認させてください。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	選挙の收支報告書について、既に資金のですね、出元となる通帳を出しておおりまして、このたびの選挙については、私の資金から、お金を出しまして、それが選挙の収入になっているものであります。それ以外はございません。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	本人以外の収入はなかったということであったかと思います。それでは少し具体的にお聞きしていきます。10月1日の自己資金100万円の収入月日を10月3日に訂正、それから10月19日に自己資

令和4年8月30日 第13回 100条調査特別委員会 会議録

	金30万円を収入に追加しています。これは記録請求したあなたの通帳の記載に基づく訂正ということでおろしいですか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。そのとおりです。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	逆に10月7日の自己資金50万円、10月14日の自己資金64万8, 379円、12月15日の自己資金6万5, 946円を削除した理由は何ですか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	これ既に全員協議会でお配りした資料ですね、1月18日の資料に記載のとおりであります。この収入の日付けがですね、便宜的に割り振るような形で行われております。また、収支が一致するような形での最終的な整理がなされていたということでありましたので、現金出納簿を作成して、このたび訂正したというものであります。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	訂正前の収支報告書を自己資金、先ほどお話したように14日には64万8, 379円、12月15日は6万5, 946円と、細かい金額が記載されていますが、これは元々何に基づいて記載したものだったのでしょうか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	収支を一致させるなどしてですね、当時、整理をしていたというものであります。それについて、適切ではありませんでしたので、現金出納簿を作成しまして、訂正させていただいたものであります。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	今の収支の一一致っていうのは、12月15日の6万5, 946円のことだと思います。元々10月14日に自己資金64万8, 379円と記載がありますけど、これは何に基づいたものなのかということを再確認したいと思います。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	これ、だから、何度もお答えしている範疇に入るんですが、令和4年1月18日の議員全員協議会に提出した資料に記載のとおりであります。便宜的に今収入を一週間おきぐらいに割り振っていたというものであります。そのことが、当時は反映されていたというものであります。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	ちょっとびっくりするんですけど、便宜的に割り振っていたということであります。そうすると、最初に提出した収支報告書報告書に記載された訂正前の収入は虚偽の金額だったということですか。
佐藤博幸委員長	皆川証人

令和4年8月30日 第13回 100条調査特別委員会 会議録

皆川治証人	いや、そのようなものではございません。整理上ですね、この収支を一致させる、出納責任者とお話ししておりますけども、支出のところに重きを置いておりまして、収入のところをあまり重視してなかつたということでありましたので、それがおおむね一週間おきに割り振られたりですね、収支を一致させるというようなことになったものであります、これは現金出納簿を作成することによって、是正、解消しているものであります。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	金額の一致、最終的に収支を一致させるためという話は出ておりますけども、自己資金64万8,379円というのは記載がされておりまし、それを提出前に市長も確認されて出したということで前回、証言もございました。それについては、確認をした上で出したということですよね。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	ざっと目をとおした記憶はありますけれども、もう少ししっかり見てですね、話し合うべきだったというふうに反省しております。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	再度確認しますけども、そうすると最初に提出した報告書の収入は、虚偽の記載だったということで間違いないですね。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	まず、その言葉を強くしてですね、いろいろこう非常に威圧的な感じがするわけなんですが、そういうことではございません。何度も申し上げているとおり、出納責任者にも名誉がありますので、非常にしっかりした方です。 歳出についてですね、支出について、しっかりとやろうということであっていただきましたし、その収入のところは、それほど重視してなくてですね、収支を一致させるというようなこともあります、このような処理になったものであります、これは、そこまでそしりを受けるようなものではないというふうに思っております。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	虚偽という言葉を使うか、出鱈目という言葉を使うか、間違ったというか、結局イコールなんですけれども、先ほど、収入の部を作成したのは、出納責任者というご証言ありました。間違った金額を書き込んで、逆に10月10日に、あなたが渡したとされる100万円は記載していない。出納責任者が書くべきところを書かずに、事実に基づかない金額を書き込んだという事実はあるかと思います。これは出納責任者が誤った記載をしたということで、ということですよね。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	既に説明させていただいているとおりでございます。全員協議会で

令和4年8月30日 第13回 100条調査特別委員会 会議録

	も資料もお配りさせていただいておりまして、現金出納簿の作成がなされていなかったということが原因でありましたので、これをしっかりと作成をし、訂正したところでございます。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	お答えいただいてないと思います。訂正前が誤っていたというのは、当然、訂正しているわけですから誤っていたわけですね。 それを記載したのは出納責任者で、確認したのは市長ということですが、その誤った内容を書いたのは、出納責任者で、確認したのは市長ということで間違いないですね。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	適正でない状態でありましたので、これについて、私の確認も不足していたんだろうというふうに思いますし、弁護士の先生から厳しく指導もされまして、既に必要な訂正を行っているところでございます。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	訂正を行ったからいいということではなくて、どうして、この事実が起こったかということを確認しているわけなので、先ほどお話ししたように、出納責任者が間違った記載をして、それを市長が認めて1回目は出したという事実は間違いないですね。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	どうして、その何度も繰り返しへ、既に答えていることをなされるのか、ちょっと理解しかねます。そこまで言うんだったですね、ほかの皆さんの中選挙運動の収支報告書だってですよ、それはどうなるんですか。いや私のは既に、これは知識不足や、至らない点で訂正をさせていただいたということについてですね、あまりにも執拗に同じ質問を投げかけてくる。
佐藤博幸委員長	はい、証人に申し上げます。やめてください。
皆川治証人	いやいや、非常に公平性に欠けるんじゃないでしょうか。
佐藤博幸委員長	尾形委員。はい、進めてください。
尾形昌彦委員	はい。お答えいただけないということだと。事実として、間違った数字を書き込んだ収支報告書が作成されて、そして、それを確認した上で、提出されているという事実は、動かしようのないものだと思いますので、それは事実ですかっていうのを先ほどから確認しているだけです。
皆川治証人	それ確認する必要があるのか、全く分かりませんが、それは事実ですよね。だって、その、きっちとしたものがなされていなくて、2回訂正しているわけですので、だからそれ何でそういうことをね、ずっと同じ質問をなされるのかっていうのが、全く理解できないですね。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	はい。シンプルに答えていただけないから確認するしかないという

令和4年8月30日 第13回 100条調査特別委員会 会議録

	ことです。事実だということをお認めになりましたんで、次の質問にいきますけども。
	2回目の訂正を行った後の収支報告書が正しいという認識でしょうか。正しいとすれば、その根拠は何ですか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	はい。これは現金出納簿を作成しまして、それに基づいて、選挙運動費用の収支報告書の訂正を行っておりますので、必要な訂正をさせていただいた。これが正しいものであります。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	はい。根拠となるものはそうすると、通帳ということですね。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	通帳もそうですし、既に出ておりますけれども、選挙運動費用に関わる様々な支出、その支出の状況などもよく、再度確認をして、間違いない訂正をさせていただきました。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	はい。通帳。収入ですので、当然通帳というところは大事になってくると思いますけども、2回目の訂正を行った後の報告書が正しいと証明するもの、通帳以外に何かありますか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	正しいと証明するものっていうのは具体的にどういったことを想定されているか、ちょっと趣旨が理解しかねますけども。 ちゃんと収入の状況は通帳で確認をし、支出の状況も、改めてですね、この領収書なども確認をしてやっておりますので、作成していかなかった現金出納簿を作成し、訂正したものでありますので、必要なことは対応したというふうに考えております。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	はい。通帳というお話ですけれども、これ口座からの当然出金を記録したものであります。それがそのまま選挙活動に使われたかどうかというものを証明するものではないと思いますが、それについてのご認識はいかがですか。
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	それはいくら疑ってもですね、そのどういうことなのか。非常に何をその明らかにしたいのかよく分からんんですが、何というか、疑念を広げるだけの質問というのは、もう控えるべきじゃないかと思います。 (「委員長、委員長、議事進行」という者あり)
佐藤博幸委員長	お待ちくださいね。予定の12時になりました。尋問は12時までの予定でおりました。尋問、まだ残りございますが、30分程度の延長をしたいと思いますが、いかがですか。午後からは市長の公務の予

令和4年8月30日 第13回 100条調査特別委員会 会議録

	<p>定も入っていましたので、ここで延長を認めてもらいたいと思いますがよろしいですか。</p> <p>（「異議なし」と呼ぶ者あり）はい。30分程度の延長をいたします。</p> <p>尋問を続けてください。石井委員</p>
石井清則委員	<p>先ほどの質問ですが、それを証明しろだとか、もう悪魔の証明のことに入っていますよ。証明する方法がないような状態のものを質問として、委員長認めないでください。</p>
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	<p>はい。前回も証言、証言というか尋問の中でしておりますけども、市長が下ろした、それから出納責任者に渡したという受け渡し書の存在はまず、ないということあります。</p> <p>それから、寄附を受け取ったときに書くべき書類も、書いてないということでありますので、そういう意味では、通帳以外にあるべき証拠がない部分もあるということで質問をしておりますので、それについては、ご理解をいただきたいというふうに思います。</p> <p>それでは、次に質問いたします。これ、余談を持たないで質問させていただきます。訂正前の最初に提出した報告書が正しい可能性もあるというふうに思いますけども、それについての認識はいかがですか。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	<p>ちょっと質問の趣旨が分かりませんが、もう既に現金出納簿を作成しまして、収入また支出の状況をしっかり確認をして訂正しておりますので、こちらが最終的な訂正ということあります。</p>
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	<p>はい。受け渡しの証拠がない以上、もしかすると最初に提出した收支報告書が正しい可能性があります。そうすると、100万円は收支報告書に記載されないまま、何らかの使途に使われた可能性もあるというふうにも考えられなくもないわけなんですけども、そうではなかったということですね。</p>
佐藤博幸委員長	皆川証人
皆川治証人	そうではございません。
佐藤博幸委員長	<p>はい。いいですか。あとですか。ほかの委員ございますか。はい、ないようです。それでは、6番の（2）について尋問漏れはございませんか。はい、ないようです。</p> <p>それでは、尋問番号6の全体をとおして、これまでの尋問以外で追加の疑問はございますか。ないようです。</p> <p>それでは、以上で皆川証人に対する尋問は終了いたします。</p> <p>皆川証人、長時間ありがとうございました。退室いただいて結構でございます。</p>
	(皆川証人退室)

はい。それでは委員の方に申し上げます。尋問は終了しましたけれども、今日の予定が残されております。

それで、引き続き、午後続けたいと思いますので、この場は暫時休憩といたします。再開を1時30分といたします。1時で大丈夫。はい、1時という声がございましたので、再開を13時ちょうどといたします。よろしくお願いします。

(休憩)

佐藤博幸委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。直ちに協議に入ります。

パワハラ疑惑に関する調査の今後の進め方についてを議題とします。前回の委員会で、アンケートに記名で回答いただいた方を対象に、本委員会から、どのような方策を講じれば協力が可能であるか意向調査を行うこと。また、意向調査書（案）については、正副委員長に一任いただくことについて確認をいただきました。その後、正副委員長で協議を行った上で、意向調査書（案）が整いましたので、事前に委員の皆さんに配付をしております。意向調査書案について、ご意見をいただきたいと思います。

ございますか、ご意見。ございませんか。いいですか。これで。はい。ないようです。いいですね。それでは原案のとおり、意向調査を実施することにご異議ございませんか。

はい。異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

ただいま、協議いただいた意向調査書を基に、アンケートの記名者に対しまして、調査を実施します。なお、実施に際して、事務の手続上、確認が必要な場合については、正副委員長において協議を行い、進めてまいりたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

はい、異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

次にまいります。報告の1、記録の提出請求の提出状況について報告します。前回の委員会で決定いたしました記録の提出請求につきましては、去る8月16日付で議長から関係者に対しまして、記録提出請求書を送付していただき、8月19日及び8月22日に記録の提出を受けております。記録の写しにつきましては、委員の皆さんに事前にお手元に配付しておりますので、確認をお願いします。

それでは、記録の提出について、何かご意見ございますか。ございませんか。

それでは、追加の記録提出についてに入ります。追加の記録提出にございますか。報告は終わった。その他。そうか。

再開します。はい。記録の追加について、何かござりますか。記録

	の提出、請求、追加請求について。はい、尾形委員
尾形昌彦委員	<p>はい。本日、証人尋問の中でも少し触れさせていただきましたが、令和3年8月28日に元支援者に渡した100万円については、市長、市長の妻、市長の妻の母の口座から準備したという趣旨の発言、証言を行っています。</p> <p>この時点で余剰金であるとしたお金が、どのように準備されたかを裏付けるために、お金の流れを解明する上でも重要な記録というふうに考えております。よって、それぞれの名義の通帳の写しを記録として、請求いたしたいと思いますので、提案いたします。</p>
佐藤博幸委員長	はい。ただいまのご意見について、委員の皆さんからご意見ございませんか。石井委員
石井清則委員	はい、私の記憶違いなのか、ちょっと正確に分からないんですけども、通帳から準備したという発言って、どこでどう出たのか確認したいんですけども。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	はい。前回の尋問のときに、その口座から引き落としてという表現だったと思いますけれども、という証言をされているというふうに記憶しております。
佐藤博幸委員長	はい、よろしいですか。はい。あとそれ以外に。石井委員
石井清則委員	<p>引き落としたのが誰かで、どうなのかというのは気になっているのかもしれませんけども、別に100万準備したのどこであろうと別にあまり関係のない、委員会の審査に関係のない話ではないかなと思います。また、引き落としたのが誰かによって、別にそれが引き落とされた日に、引き落とした方が、現金で持ってきた場合も考えられますので、そこを通帳も請求するっていうのが、確固たる裏付けがない中で請求するってのがプライバシーの侵害に当たるのかなと思います。</p> <p>それが落とされて、例えば下したその日に受け取ったとなれば、結局現金で渡されているわけですし、振り込まれたという証言でもあれば、振り込みが証拠として採用されるのかなと思いますけれども、そのへんが全く明確でない上に、それを明確にしたところでこの100万円を渡したこと渡さないっていうことには何の関連性もない、記録になるのかなと思います。</p>
	ですので不要かと、今のところ不要なのか、もしくは、どうしても必要だということを明らかにしていただかないと、やはりプライバシー上問題もある記録の請求になってしまいのではないかと思います。
佐藤博幸委員長	ただいま、石井委員の発言もありました。ほかの委員、何かご意見ございますか。尾形委員からは説明を受けております。さらに付け加えることがあれば尾形委員ありますか。尾形委員

令和4年8月30日 第13回 100条調査特別委員会 会議録

尾形昌彦委員	はい。100万円がこの時点では余剰金ということであるということで準備されたお金ということでございました。繰り返しになりますけど、お金の流れを解明する上で、証言が100万円の本人、それから市長、奥さん、義理の母親ということで前回証言ありましたので、その辺の事実関係の確認が必要かというふうに思いましたので、記録の提出の追加ということをお願いしておると。
佐藤博幸委員長	石井委員
石井清則委員	私の記憶定かでないと最初に申し上げたとおり、その証言が通帳から下ろされた、もしくは振り込まれたというような具体的な発言ではなかったと私は記憶しています。こちら確認しないことには先に進めないと思うので暫時休憩して、議事録の確認をお願いします。
佐藤博幸委員長	この件に関しては議事録を確認するまでもなく、お金の流れの解明をしなくちゃいけない。それが現金で下ろされたのか、通帳から預金口座から下ろされたのかは、その通帳の存在、そしてその中身の内容について確認をしないことには、いずれかどうか今の段階で判断できるものではないというふうに考えます。 ほかの委員、ご意見ございますか。石井委員
石井清則委員	今の委員長の意見ですと、じゃ通帳出してもらっても解明できないから意味ないじゃないですか。
佐藤博幸委員長	はい。申し上げます。その預金口座の通帳のですね、動きを出してもらわないことにはその判断ができないということあります。今の段階から判断してくださいということはございません。
佐藤博幸委員長	石井委員
石井清則委員	先ほど午前中の終わりにも言いましたけども、結局それって単なる悪魔の証明であって、仮に30万動いてて、50万動いていたとしても、それが何に使われたのか分からぬじやないですか。振込みされたんですか、市長の通帳に。結局その分からないことをどうやって説明していくんですか。
佐藤博幸委員長	はい。繰返しになりますが、それは通帳が記録として提出された後に、協議をすることになります。今の段階で、どうなのか分からぬ状態で、私に判断を求められても、それは私はお答えできません。以上です。繰返しになりますが、どうなんですか、石井さん。
石井清則委員	先ほどから言っていますが、私の言っていることは伝わっています。それだったら、誰かが証言したら、いろんな人の通帳をどんどん開示できるんですか、この委員会。
佐藤博幸委員長	関係ない、石井委員に申し上げます。誰かの口座が全部提出を求めるということではございません。飛躍しないでください。佐藤委員
佐藤昌哉委員	誰かというのをちょっと拡大し過ぎで、市長自らがそういうふうにして我々に説明しているから、だから、それが真実かどうかという確

	認する一つの入り口と手段としてそういうふうに請求するということです。
佐藤博幸委員長	石井委員
石井清則委員	ですから、それについても、市長の口座に振り込まれているんですか。
佐藤博幸委員長	佐藤委員
佐藤昌哉委員	それが分からぬから、市長が説明しているとおり、そのとおりであるかないかを、順序を追って確認していくという作業が必要なのでないかと思います。
佐藤博幸委員長	石井委員
石井清則委員	そこで言っているのが、その100万円が誰からどう出したっていうのは、結局何を調べたいんですか。市長が嘘をついているか、ついでないのかを調べるということなんですか。
佐藤博幸委員長	佐藤委員
佐藤昌哉委員	はい。余剰金についてそういうふうにして出したということで、自ら証言していますので、それが事実かどうかという、ここで審査するのは当然の仕事だと、我々の仕事だと思います。
佐藤博幸委員長	はい。あと、このことについては繰返しのようです。よろしいですか。
佐藤博幸委員長	草島委員
草島進一委員	すいません、何を審議したいのかよく分かんないんですけど、どういう疑惑が考えられるんですか。その結果として、どういう成果が得られると思っているんですか。ちょっとその辺を。 基本的に争点に関係ないや質問や、その資料の提出っていうのも求められないわけですから、その辺ちょっと明らかにしてください。
佐藤博幸委員長	佐藤委員
佐藤昌哉委員	何度も、質問者も尋問者も言っていますけれども、市長自らその100万円については、最初は余剰金、自分の自己資金、余剰金として渡したということで、当初はその説明はなかったわけですが、1回目に、家族から集めて出したものだということで証言していますので、それは本当なのかということを、一つずつ説明した過程において、それを本当かどうか事実確認するために必要だということあります。だから、その部分が、本当かどうか分からぬ、分からぬ、証言どおりだったという結果になれば、それはいいわけですよね。そつか、やっぱりそうだったんだという、その確認をしているということ、事実確認として、疑惑を持って、そうでないかという予断を持つてやっているわけでなくて、市長自らの証言に基づいて、これだけ100万円の出所についてはこうだから、じゃあ確認しましょうということで、これは何も問題ないと、私は思います。

令和4年8月30日 第13回 100条調査特別委員会 会議録

佐藤博幸委員長	はい。あと、このことについては繰返しになるようです。坂本委員
坂本昌栄委員	はい。すいません。個人情報に、奥さんだって、その義理のお母さんだって、市長の家族であるから、何もかも出さなきやいけないということではないと思います。それと、あとその100万円が、その家族の中から、誰からでもあるから、家族の中から出でていれば、余剰金ということにしたっていうことであれば、別に問題はなくて、ほかの方からもしもらったお金であったときには問題あると思うので、家族の通帳っていうのは必要なんですか。
佐藤博幸委員長	はい、ほかにありますか。佐藤委員
佐藤昌哉委員	この件について、一応弁護士さんからの所見というものはあるんですかね。
佐藤博幸委員長	はい。申し上げます。このことについては、法的助言者から確認をしております。このお金の流れ、事実の解明には必要であるという判断ですので、記録の請求は可能ということで聞いております。
	はい、ほかにございますか。石井委員
石井清則委員	最初の確認が終わっていないんですけども、どこの、いつのそこの証言で、その通帳から下ろしただけとか、あったのかちょっと確認したいんですけども。委員長、先ほどそれ通帳来ないと分からなって言っていたんですけど、根拠となる発言があったわけですね。 (「はい」という者あり)
	それをちょっと確認したいんですけど。
佐藤博幸委員長	このことについては、先ほどの尋問の中でも出ておりましたけれども、市長自身も認めておりました。それで、ただこの場では申し上げられないけども、請求があれば提出しますという証言もございましたので、何らそこに問題はないというふうに思います。秋葉委員
秋葉雄委員	ええとですね、全員協議会、2回目の全員協議会で私が聞きました。 それで、その場で… (何か言う者あり)
佐藤博幸委員長	静かにしてください。はい。
秋葉雄委員	その場で、私の妻と義理の母親の通帳から下ろしたお金ですと。どっから出したお金なんですかって聞いた時に、そういうふうにお答えになっております。
石井清則委員	信用しないわけじゃないんですけども、議事録確認してもらっていいですか。全協だったら公的な会議ですので、ありますよね。そしたら、請求する根拠になるんじゃないですか。
佐藤博幸委員長	この場で議事録を確認するということではなくて、後ほど委員が、何か疑問を感じたり、確認が必要と判断すれば、議事録を確認してください。
佐藤博幸委員長	佐藤委員

令和4年8月30日 第13回 100条調査特別委員会 会議録

	(何事が言う者あり)
佐藤博幸委員長	何度も申し上げています、石井委員。はい、あとこのことを繰り返しになります。採決します。佐藤委員
佐藤昌哉委員	先ほど、市長尋問の答弁にも、応じますということ、確か言っていて、その委員長が議長名でいたしますっていうことになったと思いません。そのへんの議事録も併せて、ちょっとご確認いただければと思います。
佐藤博幸委員長	石井委員、何回も同じこと発言…
石井清則委員	今の発言、飛躍していますので取り消してください。認めますではなくて、名前は教えますよって話でしょ。何勝手に飛躍して、通帳を出すようなことまで認めたような話になっているんですか。
佐藤博幸委員長	佐藤委員
佐藤昌哉委員	だから議事録を確認していただけますかということで、申し上げています。そこは私もそう思つたっていうことで言っていますので、議事録を確認してください。
佐藤博幸委員長	これは私も確認をしております。なお、確認の意味で、証人にも尋ねましたので、何ら問題はないというふうに思っております。よろしいですか。はい。それでは…。
佐藤博幸委員長	はい、草島委員。繰返しにならないようにお願いします。
草島進一委員	今、委員長確認しましたからって言っていましたけど、通帳の求めについては確認してないでしょう。 (「あの、求めに…」という者あり) 事実と違うこと言わないでください。
佐藤博幸委員長	何を言うんですか。私がちゃんと存在を、存否をあの場で確認をしていますよ。聞いてなかったんですか。 (「何言ってんの。通帳を求めるかどうか聞いてないじゃないか。」という者あり) 求めますと議長名で。申し上げております。ちゃんと確認してください。 (「通帳については言っていません。」という者あり) ちゃんと確認してください。自分のメモも確認してください。 はい。採決します。繰り返しになります。 令和3年8月28日に、元支援者に渡した100万円の原資に係る市長、市長の妻及び市長の妻の母の預金通帳の原本について、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、提出を求めるについて、採決を行います。
	令和3年8月28日に元支援者に渡した100万円の原資に係る市長、市長の妻及び市長の妻の母の預金通帳の原本について、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、提出を求めるについて賛成

の委員の挙手を求めます。

賛成多数であります。

よって、そのように決しました。

次に、ただいま可決されました記録の提出期限を9月14日とすることにご異議ございませんか。

はい、異議なしと認めます。

よって、記録の提出期限を9月14日とすることに決しました。

佐藤博幸委員長

その他に入ります。元支援者の方から、議長及び委員会に対して提出されました抗議文について協議を行います。

前回の委員会で抗議文の内容について、法的助言者から助言を求めることがとした事項がございました。助言を受けましたことについて順次、申し上げます。

最初に、信書の公表に係るプライバシー権の侵害についてであります。関係条文として、信書開封罪(刑法第133条)や名誉毀損罪(刑法第230条)、また、侮辱(刑法第231条)の刑罰が挙げられるところで、プライバシー権の侵害と違法性阻却事由(真実性、相当性、公共性)との比較考量として判断することになるとのことでした。

プライバシー権の侵害とは、公開された内容が、①私生活の生活上の事実または生活上の事実らしく受け取られるおそれがある。②一般人が公開を欲しないであろうことが認められる。③一般の人々にまだ知られていない。

これら全ての要件を満たす必要があるとされているものです。また、違法性阻却事由とは、プライバシーに属する事実が公表されない利益と公表する利益を比較して判断することを指すものであります。プライバシー権の侵害は裁判で争われる事案でもあり、実際の裁判では詳細に事実を積み上げて、総合的に判断されるものであるので、今回の事案に対して法的助言者としての見解を述べることは難しいとの回答をいただいております。

次に、手紙は著作物に該当するかどうかについてですが、著作物の定義とは、思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するものである。これまで手紙が著作物かどうか争われたが、手紙の内容により、裁判所は個別具体的に判断し、可否が分かれており、今回の対象の手紙が著作物に当たるかどうかは、手紙の内容が著作物の定義に該当するかどうかがポイントとなるとのことでした。

次に、名誉毀損につきましては、他人の名誉を傷つけることであり、名誉毀損と認められる要件は、1.公然、2.事実の適示、3.名誉を毀損の3点であり、このことにつきましても、司法の判断になるとのことでした。

以上のことから、委員会として、抗議文に対して返答すべきかどうかは、最終的には委員会の判断による旨の助言がありました。

ただいま、法的助言も含めました当該文書の取り扱いについて、ご意見をいただきたいと思います。ご意見ございませんか。ないようです。

ただいま、ご説明したとおり、この度の抗議文は、本委員会に証人として証言をしていただいた方からのものであり、重く受け止め真摯に対応すべき事案であると判断し、本委員会としては、証人からの求めに応じて返答を行ってはどうかと考えております。それでは抗議文に対して返答することについて、採決を行います。

本抗議文に対しまして返答することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

賛成多数であります。

よって、そのように決しました。

返答に当たりましては、法的助言者からの助言を得たい点として、プライバシー権の侵害、名誉毀損等がありますので、助言も踏まえた上で、正副委員長で協議の上、返答案を作成し、次回の委員会に諮ることいたします。その他、委員の皆さんから何かございませんか。

はい。ただいまのこと以外です。はいどうぞ。石井委員

石井清則委員 その他って、勝手に終わってもらっては困るんですけど。

佐藤博幸委員長 その他が終わるんではございません。ただいまの件についてですけど、はい、どうぞ。

石井清則委員 ですよね。返答案、正副委員長で案を作成するということでしたが、あの文章読みまして、これ、中身公開されてないので、具体的には言いませんけれども、事実と異なることが抗議の文章の中に入っていますので、その辺の整理っていうのは、正副委員長が分かっていてやるのかどうなのか。そこ次第で事実と違う部分に関して返答案を作られても困ると思うので。その点は留意していただきたいと思います。

佐藤博幸委員長 分かりました。そのようにいたします。じゃあ、ただいまの件よろしいですか。はい、草島委員

草島進一委員 抗議文は、よく見させていただいているんですけども、本当にあの、明らかに今回の百条委員会の争点の核心部分になっているところなどが、この抗議いただいている、その手紙の中身の内容にあると考えられるわけですね。

本日もこの抗議文を基に、その部分は公開しないなどという話になっているわけですね。なんか明らかにその隠蔽の意図が感じられるというふうに思うんですね。この抗議に対して、どこが名誉毀損になっているのか、どうも全くよく分かりませんし、これにどのように返答していくのかって、私、よく分からないわけですけれども、この委員

会というのは、先ほども申し上げましたが、真実を究明するためには開かれている。できるだけ真実の証言を拾い、そして、事実確認のための物証を拾い集めているわけですね。何か意図としてこれは隠しておきたいみたいな、そういう文書に対して、鵜呑みにするような形で、この委員会として受け止めていいのか、私は疑問に思います。

委員長の見解をお伺いします。

佐藤博幸委員長

先ほど申し上げましたけれども、この抗議文については、証人として、証言をしてくださった当事者でもありますし、また、当事者である方からの証言について、基づいてですね、今後の調査を進めてまいりたいと。それのことですね。それから、今ほど複数の委員からご意見いただきましたけれども、それらも踏まえてですね、正副委員長で協議して原案を作りたいと思います。

それについて、また次回ですね、皆さんからのご意見を賜りたいと思いますので、よろしくお願ひします。はい、よろしいですか。この件はそういうことで。はい、その他でほかにございますか。田中委員

田中宏委員

前回第12回の委員会におきまして、第10回及び第11回における委員外議員の発言について、委員長からは、取消しを命じる場合は委員会の秩序を乱す不穏な発言に当たる場合に限られ、当該発言についてはそれに当たらないという旨の見解が示されたところです。

しかし、その後会議録を精査いたしましたところ、前回の委員会で委員長が示されました不穏な発言の該当基準ってのは、三つありました。その中の2番目、発言の根拠が不明確である発言、事実と異なる発言に該当する部分があると思われますので、申し上げておきます。まず第10回委員会において、小野議員が委員外議員として発言された内容が、大体これ百条委員会に反対の方方が委員になっているんですからおかしな話でしょうと述べた後に、全部終わってから一から正当性があるかないか、一からやってくださいはないでしょう、食い違いがある疑問があれば項目ごとにしっかりと精査すべきでしょうとおっしゃいました。しかし、精査の結果、一からやってください、あるいは、やり直してくださいという趣旨の発言はなかったと確認しております。

そして、第11回委員会におきまして渋谷議員のほうから、委員長さんから見て左の方々、実際、調査しているかどうかその意向があるのかどうなのか、本当に疑問に思いますけれども、今後の委員会においてはしっかりと調査する機能を果たしていただきたい。何ら質問しないというのは、私は疑問に思いますと渋谷議員が言ったのですが、これも会議録精査しましたところ、何ら質問しないというのは、明らかに事実と異なる発言だということが分かっております。

これらの発言については、前回の委員会で委員長がお示しになった

不穏当発言の該当基準の2番目、発言の根拠が不明確である発言、事実と異なる発言に明らかに該当するものであります。公式な会議録に残ることに強い疑問も覚えるものでございます。改めて、委員長の見解をお示しいただきたいのと、そして、可能であれば、今からでも会議録からの削除を求めたいと思います。

佐藤博幸委員長

はい。申し上げます。前回第12回の私の発言の繰り返しになります。不穏当発言として認められない理由を申し上げます。

小野議員の発言は、円滑な委員会運営について、証人に対する配慮も含めて行うようを旨とする意見であるものと理解しており、委員会の秩序を乱す不穏当な発言には当たらないと判断したものでございます。また、渋谷議員の発言は、委員会としての任務をしっかりとしたいただきたいという提言を旨とする意見であるものと理解しており、委員会の秩序を乱す不穏当な発言には当たらないと判断したものでございます。以上でございます。繰り返しです。はい。田中委員

田中宏委員

はい。以前、前回の委員会でおっしゃったことと同じことをおっしゃいましたけれども、明らかに、自らがおっしゃった該当する基準に当てはまっている部分を、削除することをしないで、その委員長の見解として、受け止めとして意見であるというようなあるいは提言であるような前向きなとらえ方されるのは結構ですけれども、やっぱりそこはですね、先ほど、事実と違う、あるいはそうです、事実と異なることというのが、会議録として残るのはいかがなものかと思う次第です。

それでこれにつきましてほかの議員の方からの意見があればぜひ伺いたいところなんんですけども。こうした事態、今、委員長の見解と私の意見は明らかに異なっていますけれども、こうした事態を招いたのは、委員外議員の発言からです。

委員外議員は、我々が拝見している機密資料の全てを精査しているわけじゃないですよね。だって機密なんだから。それ議論の内容も傍聴している範囲でしか把握していませんよね。それでその傍聴というのも、言ってみれば、メモも取らずに聞き流しているというようなことが見られるわけですけれども、その中で、つい発言の根拠が不明確である発言、事実と異なる発言という削除該当基準に当てはまるような発言になりがちだと思うんですね、委員外議員の発言は。

ということで、委員外議員から発言を求められることが今後もパワーハラの議論、審議なども通しましてあるかもしれないんですけども、その場合はきちんと委員長において、暫時休憩するなどして、委員外議員の発言趣旨をちゃんと聞き取っていただいて、委員長の責任で整理してから、事実と異なる点がないのか、あるいは発言の根拠が不明確である点がないのか、ちゃんと整理してから再開して、委員会に諮

っていただきたいと思います。

以上、今後の委員会運営に当たっても改善していただきたい点として、ご提案申し上げる次第ですが、少なくとも先ほどの会議録からの削除を求める発言につきましては、明らかに事実と異なっているということを、会議録で精査しておりますので、それだけは申し上げておきます。

佐藤博幸委員長

はい。ただいまのは、要請、要望として受け止めます。

議事進行に対する委員長見解は、また、議事進行に対する委員長の判断について協議する場ではありませんので、今日は。1回限りとなります。そして、私が申し上げた見解以上もそれ以下もございませんので、ご理解をいただきたいと思います。要請として承っておきます。はい、ほかにありませんか。田中委員

田中宏委員

すいません。ちょっと確認です。すいません。今、議事進行という、四文字熟語が出たんですけど、私は一言も申し上げてないんですが、何でしたでしょうか。

佐藤博幸委員長

これは前回申し上げております。石井委員から、議事進行として、委員外発言の直後に承った、その議事進行でございます。はい。よろしいですか。はい、ほかにございますか。石井委員

石井清則委員

パワハラ疑惑に関する今後の進め方について1点。あと、全体としての進め方について1点の2点あるんですが、1点目がパワハラに関して、以前、証人として元職員の方の名前を出して、この委員会を立ち上げの発端となった方ですけども、証人として求めております。

そちらの方を、ちょっと、これまで収支報告書のことをやっていたので、それが終わってからというような話で、保留になっていたかと思うんですけども、今度その議論が全くされないまま、また、アンケートに基づいて、調査しまましょうという、新たなものが出てきております。ちょっとそのへんを少し委員会として整理していただきたいというのが1点目。

2点目が全体としてなんんですけども、今日新たに証拠の、記録の提出を求められているわけですので、まだ一段落したということではないんですけども、一応、今日始まる前までは、今日の尋問が終わった時点である程度一段落するのかなと私は思っていたもんですから、そこで、これまでの尋問での証言、そういうものに関して、一旦委員会で整理する時間っていうのが、収支報告書の件とパワハラの件っていうのはもともとの問題が全く違うもんですから、それが、今同時進行で進んでいくと、ごちゃごちゃしていく可能性がかなり高い上に、皆さんもそうですけども、大量の資料を持ち込みながらっていうことですので、これは、同時進行でぐちゃぐちゃにやっていくってよりは、一旦この収支報告の件に関して、整理する時間だったりとかが、必

要ではないかなというので。そのへんで委員長の今後の進め方、証人の件と、あと収支報告の、その一区切りという部分での考え方ちょっと聞きたいなと。

佐藤博幸委員長

はい。分かりました。今、石井委員からの提案並びに質問でしたけれども、2点ございました。

1点目ですが、パワハラ疑惑に関する証人の新たなアンケート調査以外の方、回答表以外の方をどうするのかというご意見だったかと思います。このことについては、アンケート調査に回答してくださった方の意向調査と、それから、その結果を踏まえてですね、一旦、それ以外に証人として出頭を求めるかどうかという機会は設けたいと思っておりました。アンケートに答えた方以外の方もいらっしゃるかと思いますので、それは、意向調査の状況が分かり次第、そのときに合わせて、今後の進め方としてですね、この委員会に諮りたいと思っています。いいですか。1点目。はい。委員会に諮ります。追加するしない、する場合は誰っていうことを諮りたいと思います。

(何事か言う者あり)

そのときにその機会を、設けたいと思いますので、そのときも追加して、以前にございましたよね、その発言については、それを加えるかどうかっていう機会を改めて確認をしたいと思います。これが1点目です。

あと2点目ですが、これもやはりですね、石井委員のおっしゃるとおり重なって、どっちがどうなのか、前に戻ったり、後ろに戻ったり、前に進んだりすると分かりづらい、混乱するかと思いますので、まず一旦ですね、この100万円についても、一つの終結とか区切りとかでなくてですね、1回確認の意味で、その協議する場が必要かと思っています。それはいつにするか、またどういう内容で皆さんにお諮りするかは、正副委員長で1回協議したいと思います。

今の提言は、受け止めます。うん。それで協議させてもらいます。それでまた皆さんの委員会の中で諮りたいと思います。よろしいですか。はい。そのようにします。はい。尾形委員

尾形昌彦委員

はい。今の関連、石井の件の関連ですけれども、秘密会の取り扱いをどうするかというところがございまして、おそらくその秘密会だから、一切触れられないというようなことだとですね、非常に今後の進め方、例えば報告書をどうするのかというところもございますので、その秘密の解除というか、そのへんについても考えていかないと、多分、着地できないところが出てくると思いますので、これ委員会の中で協議の上、どこかの時点で秘密の解除、段階的なのか、一斉なのかよく分かりませんけれども、検討していかないといけないのかなと思いましたので、提案させていただきます。

佐藤博幸委員長

はい。ただいまの尾形委員からの提案並びにご意見でございました。このことについてもですね、やはりこれまでの証言の中、証人尋問の中でもですね、特定して何月何日の誰それのというようなことで、尋問ができないということがございましたので、これについても法的助言者からの助言に基づいて行われたものであります、今後ですね、報告書だとか、それから先ほどの提案ありました振り返りも含めてですね確認のときは、やはり必要な段階が来るだろうというふうには判断しています。

その段階がいつなのか、そして適切な時期をですね、これも皆さんに諮ってですね、秘密会の内容、議事録を解除するということを、皆さんに諮りたいと思います。今日の段階ですね、いつしますとかちょっと申し上げられないんですが、その段階は必ず解除、秘密会の解除をしたいと思います。と考えております。それでよろしいでしょうか。はい。ほかにございますか。はい。黒井委員

黒井浩之委員

はい。ちょっと何点かあるんですけれども、例えば傍聴の中に委員外議員の方いらっしゃいますけれども、度々手を上げないで、発言されることがありまして、そういう場合、一般の傍聴者と違ってやっぱりそういうといった規則はもう十分分かっている方ですので、やっぱり委員長のほうから、やっぱり再三注意を促していただきたい。もしくはあまり注意をしても続くようでしたら、例えば退場命じざるを得ないとか、そういう対応もあろうかと思いますので一つ、これは要望です。

それからあともう一つ、補佐人の方が先ほど証人の求めに応じて、アドバイスされていましたけれども、求めた内容に対するアドバイスかどうか分かりませんが、委員長の進め方に対して、やっぱりきちんと注意をしていいのだから、しっかり言いなさいっていうようなことを、証人にアドバイスされていたわけですけれども、そういう委員会の進め方そのものに対するアドバイスといいますか、補佐の発言というのが、果たして補佐人のまず発言の範疇として、どうなのかというふうに非常に疑問を持ちながら聞いていたんですけども、補佐人というのはやっぱり求めに応じてですか、やっぱり証言に対することに対するアドバイスだと思うんですけども、委員会の進め方に対する補佐人の考え方を、何か証人にこう言って、言ってもらうような、何かそういったふうにちょっと受け止められかねないこともあろうかと思いますので。

なお、こういう補佐人の補佐できる範囲というものを藤井弁護士にもなお確認をして、もう一度同じ弁護士さん同士、話は通じると思うので、もう少し整理をしておいていただきたいというふうに思います。

佐藤博幸委員長

はい。ただいまの発言でございますが、手引きにもありましたとおりですね、補佐人は直接委員並びに委員長に対して委員会で発言はできないことになっております。

それに対する要望やご意見は、そのようにしなさいということも、証人に対しての助言としてはふさわしくない場合がございますので、先ほどその場面があったときにですね、私も証人に申し上げましたけども、あくまでもこの委員会での発言は証人並びに委員でございますので、そういう意味でですね、また再確認もしたいと思いますし、また法的助言者にもですね、この点は、また再度確認しておきたいと思います。はい。佐藤委員

佐藤昌哉委員

今の点でいいと思いますけれども、非常にその補佐人としての立場、専門家でありながら、わざと我々に聞こえるような大きな声で、そういう運営をしていたように聞こえます。

今までそんなこと皆無だったわけですけれども、特に反応された部分がそこであるということで、おっしゃるとおり、その委員長、この委員会に対するそういう運営についての口出しをされていたということは、その越権ではないのかということも強く、私は個人的には抗議したいというふうに思います。そのへんよろしくお願ひしたいと思います。

佐藤博幸委員長

はい、分かりました。はい、ほかにござりますか。ございませんか。はい、進め…。

はい、再開します。先ほどですね、記録の請求をするということを採決いたしました。今事務局からの提案ですが、名前、それから口座の金融機関とかですね、こういった詳しいとこが分かりませんので、請求のしようがないと、今の段階でですね。請求することだけを決めてできないということでしたので、まず存否を確認してですね、その中で証人から回答いただいた段階でもう一度ですね、請求をする相手先名を確認した後にですね、行いたいと思います。

先ほど請求することでお諮りしましたけども、その前の段階で、存否を確認するという手続きを踏みたいと思います。ということでよろしいでしょうか。

はい、じゃあそのようにさせていただきます。それではただいまの存否を求めるについて採決いたします。

存否を求めるについて賛成の委員の挙手を求めます。

はい、多数でございます。

よって、そのように決しました。

はい、あとほかにござりますか。はい、草島委員

草島進一委員

議事進行の受け止め方なんですけども、先ほども委員長と議論になりましたが、質疑に対する答弁、一対だというのは、通常の議会では

それはそうでしょう。

だけど、この百条委員会の中でこういう質問をしてはいけないっていう項目ありますよね。誘導質問だとか、争点に関係ない質問だとか。そこに当たると感じたときに指摘をする、そういう議事進行、それに対しても答えを求めてからという話になるという委員長の解釈ですけども、それはちょっと違うんじゃないかと私は思うんですよ。

その百条に該当する質問じゃないというふうに判断をし、その議事進行を行うことに対しては、そこで一旦止めていただいて、確認をするということが正道であるべきじゃないかと思うんですがいかがでしょうか。

佐藤博幸委員長

はい。ただいまのご意見でございますけども、私もですねその件は調べまして、また法的助言者からもですね、確認をいたしまして、あくまでもその根拠として参考書にのっとってですね、それを参考書の内容見てみますと、やはり今お話あったように、議長とそれから議員の議事進行のやりとり、これにのっとってですね、この標準の会議規則、また議事の進行の仕方についてですね、参考にしております。

ですから、この百条委員会で特にそのところを分けてとか、それにのっとらないでということは考えておりませんので。あくまでもやはり基準となるのは標準の会議規則、これを参考にして進めたいというふうに思っております。

例えば、今の草島委員のご意見だと、途中で、例えば会議規則を承ってもですね、それがどのようにそのあと進行するのか。また、それまでの証言や尋問のやりとりがですね、混乱するおそれもあったもんですから、あくまでもその標準の会議規則にのっとって進めたいというのを私の考え方です。はい、石井委員

石井清則委員

ただいまの件ですけども、これまで委員会の中で何度か議事進行として重複している質問である、または憶測に基づいているだとか、そういういた議事進行かけさせていただきましたけども、もしその質問と答弁が一対であるという基本的な考えで進めるというのであれば、そのことが委員長の議事整理権の中できっちり毎回整理されて、委員からそういういた指摘がないようにしていただきないと答える必要のない質問に対する答弁、また、それに関わる時間がものすごくもったいなくて長く、長くなっていくっていうことがありますので、その辺は委員長のところで、「さっきも聞きましたよね」って何度か委員長止めていましたけども、こういったように毎回止めていただかないと時間だけが浪費されていくということになってしまっていますので、ここはちゃんと議事進行が、答弁求めてからっていうので進めるというのであれば、やはり、そこは委員長の采配、議事整理権の中でしっかりと毎回止めていただかないと、毎回同じようなことで議事進行がかかって

令和4年8月30日 第13回 100条調査特別委員会 会議録

	<p>前に進まないというふうになっていくと思いますので。そのへんしっかりしていただければと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、分かりました。要望として承ります。はい、ほかにございませんか。はい、五十嵐委員</p>
五十嵐一彦委員	<p>関連してでございますけど、これまで度々誘導尋問ではないかというような意見、度々出されております。</p> <p>我々が調べたところにありますと、全てが誘導尋問禁止というわけではないということもありますので、そのへんも事前に確認していただきて進めさせていただきたいと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。分かりました。はい。佐藤委員</p>
佐藤昌哉委員	<p>重複した質問についても、規則の115条の皆さんのが誘導尋問と2号から6号までは、正当な理由がなければ駄目ですよということで、我々はこれ重複した質問、再三指摘はされている場面があったわけですが、この何回も質問しなければ、その正当に答弁してもらえない。明確に答弁してもらえないから、重複をしているという意識でやっています。</p> <p>だから、正当な理由ってのはそこによるということだと思います。まず。あと誘導尋問についても、これは誘導尋問禁止されているのは、証人が、尋問者に迎合してですよ、事実に反することや記憶にないことを証言するのを避けるためのものであるということになりますから、結局、今の我々の委員会の状況見ても、誰から見ても、相反していると。多分そうだと思う。我々は、証人をきちんと真相究明するために聞いている。いや、彼はそうじやないと。そういう反対の立場で表するわけですので。これは、誘導尋問は、我々は誘導尋問ですよ。それが否定されるものではないというふうに民事裁判上でも、実務上、これは通っている状況なんです。だから、今回、誘導尋問っていう、これ誘導尋問だということがなかったので、それは申し上げませんでしたけども、今後、そういう先ほどおっしゃいましたけども、これ誘導尋問だということであっても、正当な理由があれば、それはいいということで、実務上も民事上でもされておりますので、それは確認する必要があるというふうに思います。以上です。はい。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。ほかにござりますか。はい。草島委員</p>
草島進一委員	<p>今2人の委員がおっしゃった、誘導質問であっても、問題ないというその根拠について、きちんと文書なり、法の根拠をきちんと示していただきたいと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。佐藤委員</p>
佐藤昌哉委員	<p>それは、あなた方が勉強して、私に対するそういう意見を言えばいい話だけであって、根拠は実務上にそういうふうにあると、要するに誘導尋問っていうのは、擁護する側、私の方は、敵対ですよあなた方と。</p>

要は立場上は。だから本当は、本当は一緒に、一緒にその真実を究明していく我々はそうするけど、それは何か誘導尋問だ、そうじゃない、みたいな話をしていますけれども、それは私と、誰から見てもそういうふうな構図に映ると思いますよ。

うん。相手方と、それは訂正して相手方って言ってもいいです。だから、それはだから同じことを聞かざるをえない、で何度も同じ質問するなんて言っていますけれども、正しく明確に答えてないから重複したりするんですよね。それ誘導尋問についても、許されているということがあるので、それが正当な理由かどうかっていうのは委員長の判断で、それはできると思います。なので、それが誘導尋問でないっていうというあなた方の判断ができるか分かりませんけれども、それは、この委員長の判断でいいのではないかというふうに思います。

草島進一委員	委員長
佐藤博幸委員長	はい。草島委員
草島進一委員	それ、その誘導尋問できるという根拠について、それはあなた方が勉強で調べなさいと、それは失礼な話だよ。あなたが根拠としてあるやつをまず示してから、それは、それが当然でしょう。
佐藤博幸委員長	佐藤委員
佐藤昌哉委員	それはもちろんそうです。だから、その尋問の内容がどうであったかということに対して、こういう理由で反対しました。当然、私は言いますよ。だけれども、今日は出なかったので、そういう反応はしませんでした。だから、全体に対して、正当な理由があるっていうは、尋問の内容によって異なってくるわけですね。その辺が一括して、どういう場合が誘導尋問だというは一概に答えられないのではないかと思いますよ。
佐藤博幸委員長	はい。この件は繰り返しになるようです。ほかにございますか。ないようです。 それでは、その他を以上で終了いたします。最後に、日程の関係でございます。日程、次回、開催日時についてですが、事務局案はありますか。事務局主幹
事務局主幹	来月は、9月定例会がございますので、9月定例会中に委員会の開催なるものと考えております。9月定例会まだ正式に決定しておりませんけども、日程案を考慮いたしますと、次回の委員会開催につきましては、9月22日が候補日になるものではないかと考えております。そうしますと、通常は10時から開催しておりますので、9月22日木曜日の午前10時からが候補日と挙がるものでございます。
佐藤博幸委員長	はい。ただいま事務局から候補日の提案がございました。それではこのことについて、次回は9月22日木曜日、午前10時より開催したいと思います。これにご異議ございませんか。

令和4年8月30日 第13回 100条調査特別委員会 会議録

異議なしと認めます。

よってそのように決しました。

以上で、皆川治市長の選挙運動費用収支報告書不記載訂正等問題並びに本市職員に対するパワハラ疑惑に関する調査特別委員会を散会します。お疲れさまでした。